

第 7 7 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 29 年 12 月 1 日 開 会

平成 29 年 12 月 6 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 7 7 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号 (12月 1 日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	1 0

第 2 号 (12月 5 日)

○議事日程	1 1
○本日の会議に付した事件	1 1
○出席議員	1 1
○欠席議員	1 2
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2
○職務のため出席した者の職氏名	1 2
○開議の宣告	1 3
○一般質問	1 3
中 舘 文 雄 君	1 3
松 本 啓 吾 君	2 1

夏堀嘉一郎君	28
○散会の宣告	38

第 3 号 (12月6日)

○議事日程	39
○本日の会議に付した事件	39
○出席議員	40
○欠席議員	40
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	40
○職務のため出席した者の職氏名	40
○開議の宣告	41
○報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○報告第18号の上程、説明、質疑	42
○議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
○議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
○議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
○議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	66
○議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	68
○議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決	71
○議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○常任委員会報告	74
○委員会の閉会中の継続調査の件	75
○日程の追加	75
○町長追加提出議案提案理由の説明	76
○議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決	77

○閉会の宣告 7 8

○署名議員 8 1

平成 2 9 年 1 2 月 1 日（金曜日）

第 7 7 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第77回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年12月1日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10 番	工 藤 正 孝 君
11 番	夏 堀 文 孝 君	12 番	沼 畑 俊 一 君
13 番	根 市 勲 君	15 番	馬 場 又 彦 君

欠席議員（2名）

14 番	工 藤 幸 子 君	16 番	川守田 稔 君
------	-----------	------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君

商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君
老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次	長	夏 坂 由美子
総 括 主 査	留 目 成 人			

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより、第77回南部町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市勲君） おはようございます。

去る、11月24日議会運営委員会を開催し、第77回定例会の運営について、協議をしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、報告2件、議案は平成29年度補正予算7件、条例の制定など3件であります。一般質問は3名から通告があり一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、12月1日から6日までの6日間としました。なお、会期中、12月2日、3日は休日のため、4日は議案熟考のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において、12番沼畑俊一君、13番根市勲君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日12月1日から12月6日までの6日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月6日までの6日間に決定いたしました。

お諮りします。ただいま決定されました6日間の会期中、12月2日、3日は休日のため、4日は議案熟考のため休会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

.....

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりですので朗読は省略します。

なお、監査委員から、平成29年度随時監査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しも併せて配布しておきます。

本定例会の上程は町長提出の案件が報告2件、議案は条例3件、補正予算7件、常任委員会報

告などがあります。

日程により、それぞれ議題とします。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第４、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第77回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきましてご審議を賜りますことに厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要についてご報告申し上げます。

まずは、町内の農作物の生育状況についてであります。7月中旬までは好天でしたが、7月下旬以降は低温と日照不足が続き、生育の遅れや病害の発生等が心配されました。

また、9月の台風18号に伴う暴風や10月の台風21号に伴う大雨などにより、当町では一部の農作物の品質にやや影響があったものの、全町的な被害はありませんでした。

水稻につきましては、東北農政局が10月31日に発表した作柄概況によりますと、作況指数は97の「やや不良」となっております。夏の低温、日照不足の影響により、生育の遅れが目立ちましたが、9月から天候が回復したこともあり、なんとか収穫を迎えることができたものであります。

次に、リンゴであります。7月までは平年を上回る出来でありましたが、やはり低温の影響は避けられず、平年並みの作柄であるとのことであります。

ナシにつきましては、着果数も多く、豊作が期待されておりましたが、台風の影響により、一部の農地で落果の被害が多かったと伺っており、結果的に平年並みの作柄となったものであります。非常に残念であります。

さて、10月29日には、県特別栽培米「南部達者米」がデビューしました。今年は主にPR販売と学校給食への提供を行うこととしております。減農薬・減化学肥料栽培という増産が難しい米

であります。今後は、生産農家を募り、生産量を増やしてまいりたいと考えております。また、町民をはじめ、消費者の皆さまのために、安全・安心な農産物の提供を、さらに、推進してまいりたいと考えております。

収穫の秋を彩るイベントといたしまして、11月18日、19日に「ふくちジャックドセンター大収穫祭」を、また、25日、26日には「南部町農産物フェア」を開催しました。農産物フェアは、昨年までそれぞれで開催しておりました「ながわ産業まつり」と「ふくち特産品まつり」を合同開催することとし、さらに、南部地区の農家の参加を得て開催した第1回目の合同イベントであります。両イベントも、果物や野菜など、南部町の特産品を買い求める来場客で、大変盛況でありました。

また、26日には、県内の24の自慢の名物鍋に、岩手県二戸市が特別参加し、第2回目の「あおり鍋自慢」を開催しました。当町からは、梅沢富美男さんの考案の「南部町鍋」が出品され、会場となったふるさと運動公園周辺は、町内外からの多くの来場者で埋め尽くされました。それぞれの地域の食材を活かした、美味しい鍋料理をご堪能いただけたものと感じておりますとともに、「鍋条例の町、南部町」を、町内外にPRできたのではないかと考えております。

そして、明後日、12月3日は「なんぶりんご市」が開催されます。こちらは大勢の来場者が見込まれますので、「果樹の町、南部町」、「農業が元気な町、南部町」を、町内外に発信してまいりたいと考えております。

さて、今年の秋の叙勲では、佐々木元作氏が、地方自治功労で「旭日双光章」の受章の栄に浴されました。長年にわたり、町議会議員として、町の発展にご尽力されたことの賜であり、心からお祝いを申し上げるものでございます。

先般、23年間にわたり、介護老人保健施設老健なんぶで、環境整備などの奉仕活動を継続されてきた団体「ボランティアなんぶ」が、「平成29年度秋季善行表彰」を受賞されました。

表彰を主催する「一般社団法人日本善行会」に寄せられた、約450件の表彰推薦者の中から選考されましたことは、これまでの献身的な活動のご功績が認められたものであり、施設管理者として、改めて感謝申し上げる次第であります。

児童、生徒の様々な分野での活躍も報告されております。県立名久井農業高校の環境システム科、2年生のグループが、地域の魅力を盛り込んだ独自の観光プランを競う、全国高校観光選手権・観光甲子園で、青森県の相撲文化を取り入れた体験型ツアーを提案し、見事に、2年ぶり、2度目の最高賞グランプリを獲得したほか、名久井小学校が、第46回マーチングバンド・バトントワーリング東北大会のマーチングバンド部門に、また、杉沢中1年の村井大和君が、走り幅跳

びの部で、第48回ジュニアオリンピック陸上競技大会に出場したことは、非常に喜ばしい出来事でありました。南部町に元気を与えてくれる子どもたちの活躍を、町民の皆様とともに応援してまいりたいと考えております。

さて、10月23日に青森県に最接近した、台風21号では、馬淵川が氾濫危険水位に到達することが予測されたため、避難勧告を発令しましたが、幸いにして住宅被害はなく、安堵したところでありました。

このことは、河道掘削などの治水対策事業の効果の表れであると考えておりますが、大雨のたびに水位が上昇し、不安な気持ちを抱えられている地域住民の声を届けるため、先月10日、「馬淵川とともに生きる期成同盟会」で、国土交通省を訪れ、馬淵川中流部の整備推進と、国直轄管理の実現などを要望してまいりました。

現在は、大向地区で、堤防の新設、かさ上げを実施しておりますが、今後とも国や県に対し、整備促進を強く働きかけ、災害のない、安全・安心な南部町を確立してまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご指導・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

新聞等の報道でご承知のこととは思いますが、国史跡聖寿寺館跡で、昨年度確認された東北最大の掘立柱建物跡が、さらに、大規模なものであることが判明し、また、新たに、2階建ての可能性のある、大型掘立柱建物跡が確認されましたことは、三戸南部氏の勢力と高い格式をさらに裏付けることとなる、貴重な発見であると考えております。

また、先月16日には、南部氏の縁により結ばれた「戸（へ）」のサミットに、「四戸（しのへ）」の代表として、初参加し、意見交換を行ってまいりました。新たな枠組みである「戸（へ）」のつながりで、産業面や観光面での広域連携を進めてまいりたいと考えております。

町では現在、平成30年度予算の編成作業を行っているところであります。限られた財源を有効に活用するためにも、従来の計上方法にとらわれずに、ゼロベースで見直しを行い、真に必要な施策に重点的に予算を配分するよう指示しており、「生まれて良かった、住んで良かった」と、思えるような南部町にするため、職員一丸となって知恵を出し合い、常に「町民のために」を念頭に、予算編成に取り組んでまいります。

また、第二次総合振興計画の策定作業も大詰めを迎えております。

計画では、南部町の今後10年間の目指す方向と、まちづくりの施策をお示しすることとなりますが、町民の皆様はもとより、町の将来を担う子どもたちにも、魅力あふれる町、誇りが持てる町として、実感いただくことが重要であると考えております。

子どもたち自身が、将来の活躍の舞台として南部町を選択する、また、南部町に住み続けたい

と願う、そのような施策を展開していくことこそが私に課せられた責務でありますので、議員各位のご意見を賜りながら、より良いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

前置きが少し長くなりましたが、それでは、本定例会に提出いたしました案件であります、報告2件、条例の一部改正3件、平成29年度一般会計ほか各特別会計の補正予算案が7件の合わせて、12件でございます。順にご説明を申し上げ、審議のご参考に供したいと存じます。

まず、報告第17号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号）であります。衆議院の解散に伴う衆議院議員総選挙が10月22日に執行されることから、選挙の執行経費として、歳入歳出それぞれ1,844万4,000円を追加し、予算の総額を98億1,089万5,000円とすることについて専決処分したものであります。

次に、報告第18号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、議会に報告するものであります。

次に、議案第91号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成30年1月に支給する本職及び副町長の給料を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第92号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農業災害補償法の一部改正に伴い、本条例において引用している法律名を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第93号、南部町土地改良事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。土地改良法の一部改正に伴い、本条例において引用している条項を改める必要が生じたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第94号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億634万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ99億1,723万6,000円とするものであります。

主な補正要因といたしましては、介護老人保健施設特別会計への繰出金の増として、老人福祉施設費に1,388万7,000円を計上したほか、保育園の入所児童が増えたことに伴う保育給付費の増として保育所費に4,937万9,000円、10月23日の台風21号により被災した農業用施設の復旧事業費である、農林水産業施設災害復旧費として465万円を計上したものであります。

次に、議案第95号、平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ33万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ

8,949万7,000円とするものであります。補正要因といたしましては、農林漁業体験実習館チェリウス非常勤職員の給与改定に伴う退職手当組合負担金の増であります。

次に、議案第96号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,082万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ29億8,846万5,000円とするものであります。主な補正要因といたしましては、高額医療費の増額に伴う、退職被保険者等の療養給付費として823万4,000円を計上したほか、退職被保険者等高額療養費負担金として215万5,000円を計上したものであります。

次に、議案第97号、平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に、それぞれ49万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ28億273万9,000円とするものであります。主な補正要因といたしましては、被保険者からの介護認定の申請に速やかに対応するため、認定調査等費の賃金に29万3,000円を計上したほか、所得更正等による介護保険料の還付金として20万円を計上したものであります。

次に、議案第98号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ3,188万3,000円とするものであります。主な補正要因といたしましては、介護請求伝送サービスを導入することに伴う手数料の増であります。

次に、議案第99号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ819万8,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2億38万2,000円とするものであります。補正要因といたしましては、後期高齢者医療保険料の増額に伴い「青森県後期高齢者医療広域連合」への納付金として819万8,000円を計上したものであります。

次に、議案第100号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ646万4,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億5,901万5,000円とするものであります。主な補正要因といたしましては、歳入では、施設入所者数の減に伴う介護給付費を1,800万円減額計上したほか、財源不足を補てんするため、一般会計繰入金に1,388万7,000円を計上し、歳出では、募集人員に満たない臨時職員賃金を516万円減額計上したほか、施設入所者数の減に伴う医薬材料費を300万円減額計上したものであります。

以上が、本定例会にご提案いたしました議案の内容であります。議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明いたしますので、慎重審議のうえ、何卒、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、会期中に財産区の人事案件を追加提案させていただく予定でありますので、付け加えさせていただきます、提案理由といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、12月5日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会いたします。

（午前10時25分）

平成 2 9 年 1 2 月 5 日（火曜日）

第 7 7 回南部町議会定例会会議録

（第 2 号）

第77回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年12月 5 日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

9 番 中 舘 文 雄

1. 町の福祉関係行政の推進と機構改革の必要性について
2. 当町のマイナンバーカードの普及状況と活用方法について

1 番 松 本 啓 吾

1. 平成30年度の診療報酬と介護報酬の同時改定に当たり、今後の南部町の福祉事業計画と介護予防事業について

3 番 夏 堀 嘉一郎

1. 南部町のまちづくりについて
2. 少子高齢化に対応した新たな取り組みを進める当町でのモデル事業について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10 番	工 藤 正 孝 君
11 番	夏 堀 文 孝 君	12 番	沼 畑 俊 一 君
13 番	根 市 勲 君	14 番	工 藤 幸 子 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君
老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第77回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、通告外の質問は行わないようにお願いします。

これより通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。今回の定例会の1番バッターとして質問に立たせていただきます。

本日は、名川南小学校の5年生、6年生の皆さんが傍聴に来てくれました。本当にありがとうございます。私も皆さんの日ごろの活動は、近くにいるものですからいろいろ見てきておりました。11月以降の行事も、11月5日に行われました町民駅伝大会にも選手として活躍された方々もいます。そしてまた、11月11日から行われました町内の作品展、これも見に行ってきました。皆さんの立派な習字、絵、その他、展示されておりましたけれども、私が小さいころに比べればもう数段上手な作品ばかりが展示されておりました。これもすごく感激いたしました。それからまた、町のイベントであります鍋自慢にも皆さんの有志の方々が参加して南部美人鍋、これを皆さんに、来たお客さんに振る舞った姿もすごく、何と申しますか、元気よく声をかけながら会場を

盛り上げていた姿も見させていただきました。それから、きのう、おとといですか、感謝祭として餅つき、そば打ち大会、これもまたおいしくいただきました。このように日ごろ勉強しながら、そしてまた、町で行われる行事にも積極的に参加して、元気な姿を見せていただいております。私もすぐそばに住んでいる者として大変うれしく思っております。これからどうぞ自分の夢を持って、そして目標を持って元気に頑張ってくださいことを期待いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

私は、本定例会に臨むに当たり、政府が進める政策の中で超高齢化・少子化時代を迎える中、年々ふえ続ける社会保障費が拡大することへの対策が大きな課題となっております。ますますふえ続ける社会保障費の増大に対する町の取り組みや町民の健康管理に対しての行政の対応について、また、マイナンバー制度の町内における活用状況などについて、通告に従いまして順次質問してまいります。

初めに、町の福祉関係行政の推進と機構改革の必要性についてであります。

各自治体でも町民のためにいろいろな政策を掲げ、事業を展開されています。当町においても、国の制度を前提にしながら、町長を先頭に理事者一丸となって町民の福祉向上のために政策を掲げ、誕生から生涯を閉じるまで、その時々々に夢と希望の持てる町、安全で安心して暮らせる町、住みたいと思えるまちづくりに取り組んでいることは言うまでもありません。我々議会もまた目指すところは同じだと確信いたしております。

行財政改革を進めながら、行政の運営、政策が適切に進められていることは、今日までの執行状況等を確認することによって明らかであります。今日の社会現象の中で社会保障費にかかわる費用の増大が国ばかりではなく各自治体への大きな課題としてのしかかっております。政府は制度の改正等により取り組んでいることは承知しておりますが、平成12年4月から施行された介護保険制度も高齢者介護の社会的支援の仕組みを構築したのですが、今日では従来の政策手法では解決できない課題に直面していると言われております。今、これらの課題の解決策として叫ばれているのは、各自治体が町民一人一人の状態に応じた適切な医療・介護・健康サービスを提供することにより、町民の健康寿命を延ばすことによって医療費、介護費を抑制することが急務だとされております。当町でもそうした考えのもとに取り組んでいると承知しておりますが、なお一層の町民の健康管理の重要性が増していると思います。そうしたことから、町民とともに町全体で健康づくりに積極的に取り組むことが、平成27年10月に健康宣言がなされたものと理解しております。もちろん、町民の保健、医療を含め、福祉対策は全ての事業の推進によって実施されることは言うまでもありませんが、中心となってその政策を推進しているのは現在の町

の行政組織の中では健康福祉課だと思います。現状を見ますと、課長のもとに40名を超える職員が配置され、他の担当課に比べても比較になりません。業務範囲を見ますと、誕生から人生の終えんを迎えるまでの各種事業を担っていることになります。もちろん業務の関連性は否定するものではありませんし、また、職員の能力を否定するものではありませんが、機構改革をして、例えば政府の進める社会福祉政策の担当業務と町が進める町民の健康管理を含む福祉政策の担当業務を組織改正により2課制にして事業の推進に向けて取り組むことがこれからの政策推進には重要だとの思いから、次のことを質問いたします。

多様化する福祉行政に対応するため、当町の健康福祉課の機構改革をして、社会福祉や健康福祉などの町独自の体制づくりを進めるべきと考えるが、その必要性についてどのように考えるかお尋ねいたします。

次に、平成27年10月にスタートしたマイナンバー制度にかかわり、当町のマイナンバーの普及状況と活用方法についてお尋ねいたします。

マイナンバーの活用は、行政の効率化、また、国民の利便性の向上、国民への公平、公正な社会の実現などを目的として実施された制度ですが、マイナンバーカードの普及率が問題視されているとの報道がありました。

そこで、次のことを質問いたします。

1点目として、当町の現在までのマイナンバーカードの普及状況についてお尋ねいたします。

2点目は、マイナンバーカードの利用状況や今後の行政の中で考えられる利用方法と自治体ポイント制度への加入の検討についてどのように考えているかお尋ねいたします。

以上、通告しておりました町の機構改革の必要性とマイナンバー制度の活用等について、町長並びに担当者の答弁を求め、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘議員のご質問の前にまずは私からも、今回は名川南小学校の児童の皆さん、また、この後、福地小学校の児童の皆さんも傍聴に来られるということで、まず歓迎を申し上げたいと思います。議会というのは、お互いに慎重に、そしてまた、真剣に議論をする場でありまして、細かい部分というのは恐らく理解できない部分もあるだろうなと思いますけれども、議会というこの雰囲気、まずはこの議会の雰囲気をぜひ感じて帰ってもらえれば

などと思います。

それでは、中館議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の健康福祉課の機構改革についてのご質問であります。初めに現在の健康福祉課の状況についてご説明を申し上げます。

健康福祉課は医療健康センター内に設置してございますが、課の中の班としては、保健医療班、介護保険班、地域福祉班、子育て支援班の4班を設置してございます。このほか、介護保険班の内部組織として、同じ医療健康センター内でございますが、地域包括支援センターを設置しております。職員数でございますが、12月1日現在で正職員が43名、臨時職員が5名となっており、合わせて48名の職員体制となっている状況でございます。

これらのほか、健康福祉課の出先機関として、保健福祉センターぼたんの里、総合保健福祉センターゆとりあ、名川老人福祉センター、南部老人福祉センター、福地老人福祉センター、ゆとりあ児童館を設置してございます。このうち、ぼたんの里とゆとりあには臨時職員それぞれ1名を、ゆとりあ児童館には正職員2名を配置してございます。

また、町内の8カ所に学童クラブを開設して学童保育事業を実施してございますが、これら8カ所の学童クラブには臨時職員を合わせまして18名を配置しているところであります。

したがいまして、健康福祉課は福祉業務全般及び保健業務全般を所管する課であります。正職員45名、臨時職員25名、合わせて70名の職員体制でこれらの業務を遂行している状況となっております。

議員ご質問の健康福祉課の機構改革についてですが、高齢化の進展に伴いまして、現在、国や県におきましては、住民が住みなれた地域で健やかに生きがいを持って生活していくため、保健、医療、福祉のサービスが必要なときに総合的、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を掲げているところであり、当町におきましても国や県と同様、この地域包括ケアシステムを推進しているところでございます。

地域包括ケアシステムは、保健、医療、福祉の各分野のサービス提供にかかわる機関がお互いの機能や役割を持ち寄り、連携を図ることで課題を克服し、それぞれの分野のサービスのすき間を埋め、全ての分野におけるサービス提供へとつなげていく仕組みでございます。サービスを利用する住民にとりましては、地域包括ケアシステムにおける保健、医療、福祉の各分野の連携が早ければ早いほど、その効果が一層高くなると思っております。

健康福祉課は医療健康センター内にございます。また、医療健康センター内には当町の医療の核となる医療センターもございます。まさしく、保健、医療、福祉の各分野が連携する地域包括

ケアシステムを迅速性のある、より充実させるものにできる環境でございます。

このようなことから、健康福祉課につきましては現状の組織のままで進めてまいりたいと考えているところではありますが、以前、健康課、そして福祉課、2課によって業務を行っておりました。行財政改革という中で1課にしたわけでございますけれども、非常に健康・福祉関係部門、制度もいろいろしょっちゅう変わる、そのたびに職員もその制度に合わせて新しくまた動いていかなければならない、そういう非常に複雑な課でもございます。課長1人でございますので、課長補佐は通常の課よりはふやしましたけれども、議会答弁を含めながら非常に答弁する回数が多いということで、これはひとつ、2課にまた戻したほうがいいのかどうか、ここは検討をさせていただきたいと思っております。仮に2課にまた戻した際において、今後、庁舎の建設もあるわけでございますけれども、形的には今の健康と福祉部門に分けたとしても、やはり医療と福祉課、健康課、非常に関連する業務がありますので、ここは2課にした場合においても現在の医療健康センターのほうに、やはり課としては2課にしてもそこで従事したほうがやはり連携はとりやすいのではないかなというふうに思っております。いずれにしろ、少し、2課体制にまた戻すか、検討させていただきたいと思っております。

次に、当町におけるマイナンバーカードの普及状況と活用方法についてお答え申し上げます。

初めに、当町のマイナンバーカードの普及状況ですが、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、現在までのマイナンバーカードの交付状況は、平成27年度517名、平成28年度676名、今年度は10月末現在で107名、3年間の合計でございますが1,300名となっております。交付率は6.97%となっております。また、青森県全体では、平成29年10月末で12万2,132名の方々が交付を受けており、交付率は9.12%となっております。

マイナンバーカードは、顔写真がついていますので戸籍や住民票などの申請時に必要な本人確認の際の公的な身分証明書として利用できるほか、各自の個人番号が証明できるので、税関係や年金などの書類の提出時などに活用できます。

今後のマイナンバーカードの利用状況につきましては、就職や出産、育児、年金受給など、生活する多くの場面で今後ますます個人番号の提示が求められると思われまますので、普及に向けて広報やホームページなどを活用して町民の方々にマイナンバーカードの必要性について継続的に周知してまいりたいと思います。

次に、マイナンバーカードの利用状況についてお答え申し上げます。

当町のマイナンバーカードの利用状況につきましては、住民票、戸籍謄本などの交付申請の際の身分証明書として、これまでに55件利用されております。

また、本年11月からは、マイナンバーカードを利用した政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」の運用が開始されており、児童手当に係る各種手続、保育所の申し込みなど、子育てに関する行政手続の一部が「子育てワンストップサービス」によりオンライン申請できるようになっておりますが、まだ申請はございません。

なお、このマイナポータルを利用するには、パソコンによるICカードリーダーか、マイナンバーカードの電子証明情報の読み取りに対応しているスマートフォンが必要になります。なお、ご家庭にこれらの機器がない方、パソコンやスマートフォンの取り扱いがふなれな方にもご利用していただけるよう、マイナポータル専用端末機を本庁舎、健康センター、南部分庁舎にそれぞれ1台配備しております。このほかにも、所得税などの申告や登記関係の請求が電子申請によりできるようになっております。

今後の行政の中で考えられる利用方法につきましては、行政が発行する住民票などの証明書をコンビニでも取得できるサービスや、母子保健に係る予防接種、健診のお知らせ、年金の免除該当者などに対する情報提供、健康保険証、印鑑登録カードとの兼用など、住民の利便性の向上を図るため、マイナンバーカード1枚でさまざまな行政サービスの提供が受けられるよう検討している状況であります。

また、民間の事業者サービスとしては、インターネットバンキングによる口座残高照会などの利用についても同じく検討されているところであります。

次に、自治体ポイント制度への加入の検討につきましては、本年9月からマイナンバーカードを活用した自治体ポイントの利用方法として、「マイキープラットフォーム」の運用が開始されております。

このマイキープラットフォームとは、国が地域活性化戦略の一つとして、マイナンバーカードのICチップの空きスペースと公的認証の部分を活用して、各種サービスを提供しております企業などのカードポイントを「地域経済応援ポイント」に変換し、このポイントを地域で利用することにより地域の消費拡大につなげることを目的とした事業となっております。

この事業の具体的な流れとしては、まずマイキープラットフォームへマイナンバーカードを用いて登録し、個人が保有するカードのポイントなどを地域経済応援ポイントに変換し、このポイントをさらに各自治体で設定する自治体ポイントへ変換します。変換した自治体ポイントの利用環境が整備されているお店や施設で利用した際に、料金としての支払いや専門業者のホームページでの特産品の購入などにポイントを活用することができるようになっております。

なお、本年10月末現在、このマイキープラットフォームを利用して自治体ポイントを登録して

いる市町村は、全国で26団体、東北地区では1団体だけとなっております。また、一方の地域経済応援ポイントへの民間協賛企業は12社にとどまっております。

このマイキープラットフォームを南部町で利用するに当たっては、市町村を登録することはもちろんのこと、当町のお店や施設においてインターネット環境の整備、パソコンやカードリーダーの準備など、利用環境を整備していただく必要があります。

当町についても、このマイキープラットフォームの利用について検討しましたが、民間の協賛企業が少なく、使うための手順が多いことや協賛企業ごとに手順が違ってくることから、普及は厳しいのではないかと想定しまして、実施には至っておりません。今後は、他市町村の動向について情報収集に取り組んでまいりたいと考えております。

非常に変換、変換と面倒くさい部分と、また、地元にもそこに対応できる地元事業者の方々の数もないと効果も上がらないわけでありますので、すぐ簡単に導入ということにはならないと思いますけれども、状況をしっかり見ながら、活用できるような事業者の方々、協賛できる企業の方々がふえてまいれば、これは対応していかなければならないと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 答弁ありがとうございます。

今、まず最初に保健福祉課の関係で、私も場所は今のセンターの中というのはもう想定の上での質問でしたけれども、私がどうしてこの問題を取り上げたかといいますと、実際に今の課長が担当する業務範囲というのは余りにも広い。そしてまた、扱う金額も特別会計でも58億円ですね、平成28年度の決算の報告から見て、それから一般会計のほうでも約18億円ぐらいを担当課長のところで決裁するというような事業が展開、合わせて70億円以上の決裁を担当課長が全て目を通して、数字の精査、その他をやってなかなか難しいだろうという思いから、これを2課制にして協力体制をつくってやるほうが現実味があるんじゃないかなという思いからの質問でございました。

さっき言いましたように、いろいろな分野にわたっています。それから、各施設の担当ということで、恐らく課長は各施設を毎日1カ所ずつ回るといってはなかなか不可能だろうと思います。担当職員がいますから、それはそれとして対応していると思いますけれども、今の現状を見ますと、さっき申し上げたように決済額、町長、副町長に次ぐ決裁印を押さなきゃならないというよ

うな現状を、これはやっぱり解決して、体制は一緒に協力していくにしても、やっぱり分野を分けてやったほうがそれなりに細かい効果を上げていけるんじゃないかという思いからですので、ぜひ町長も検討してみたいということですから、これは大変、ぜひその辺は進めていただきたいという思いでございます。これは質問ではありません。そういうことで私は質問していますものですから、よろしく、課長の能力が悪いからと言ったつもりではありませんから、そこはひとつご理解いただきたいと思います。

それから、このマイナンバーカード、私もいろいろなところを調べてみましたが、カードの普及が全国的に低いということで、政府として上げた制度ですけれども、なかなか普及が進んでいない。これはもう恐らく政府でもやきもきしているだろうけれども、各自治体の、今、町長の答弁にあったように、カードを実際に有効活用すれば本当に一番いいと思うんですけれども、なかなか一般町民にはそこまで普及が進んでいないというのは、やっぱり制度として確立してスタートした以上は、南部町はすごいよと、ここまでやっているという、マイナンバーカードの、さっき言ったように県内では中泊が自治体ポイントに加入した第1号ではもうできませんけれども、そういうものも町民に普及活動を進めながら、この制度に対しては取り組みが南部町がもう断トツにすごくやっているというような町でもあってもいいなという思いから、この辺をもう少し力を入れてやっていく必要があるだろうという思いから私は言いました。

ただ、今まで実際にこのカードの普及に対して担当課といいますか、窓口は待っているしかないのかもしれませんが、何か今までにこの制度がスタートしてから、ぜひカードを取得してくださいという報道もなされていなかったような気がするけれども、担当者のほうはその辺についてはどういうふうな取り組みを今までしてきたのか、まず先にこれを1つお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 住民生活課長。

○住民生活課長（赤石裕之君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町のホームページや広報紙では呼びかけているんですけれども、そのほかに窓口に来た方や住民票、また、印鑑証明書、戸籍等を申請に来た方の個人確認をしていただく、そういうところで運転免許証を持っていない高齢の方とか、ご婦人の方には窓口のほうでマイナンバーカードを申請して交付をいただくと、それに顔写真がついていますので、申請時の個人確認の証明になりますということで窓口でPRしております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 11月からでございますが、こちらのほうはマイナポータルというものが始まりまして、こちらのほうは児童福祉の関係の業務でございますが、児童手当の申請、それから保育所への入所申請、こちらのほうが始まっておりますので、ただ、まだ11月というものですから、これから徐々にそのカードがなければこういう申請ができないものですから、こちらのほうを使った普及が進んでいくのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ほかに。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） ですから、私はさっきも言いましたけれども、やっぱり先んじてこれからこういう手続も必要になるということはもうPRしながら、早く町民にはカードの普及をもう少し進めるべきではないかなと思います。これは、制度は恐らく私は制度としては無くしないと思うんですよ。こういう形で管理していくということで、もう生まれればそれぞれに番号がついていますから、死ぬまでその番号はもう一生の問題ですから、恐らくこういうマイナンバーという制度、そしてまた、その手続にはカードが必要だということがどんどんどんどん進んでいくような気がしますので、もう一度町民に対して、今後こういう形で進められますから、ぜひ取得をしてくださいということは大々的にPRしながら普及をしていただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 次に、1番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） 皆さん、よろしくお願いいたします。

きょうは、名川南小学校の皆さん、議会傍聴によろこそいらっしゃいました。議会というのは、平日の日中ということでなかなか議会の傍聴するという機会もないかとは思いますが、きょうはこの議会という雰囲気を目で見て、耳で聞き、肌で感じていただき、将来ここにいる皆さんのように南部町の未来のために、「私は公務員になりたい」、「僕は議員になりたい」、はた

また「町長になりたい」という思いが少しでも芽生えてくれるとうれしく思います。

では、一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回、私は、平成30年度の診療報酬改定と介護報酬改定の同時改定に当たり、今後の南部町の福祉事業計画と介護予防事業について質問したいと思います。先ほどの中舘議員と重複する部分もあるかとは思いますが、よろしくお願いいたします。

現在、日本においては、国民健康保険やすぐれた保健・医療システムの成果により世界最高水準の平均寿命を達成し、超高齢社会が到来しようとしています。100歳以上の人口も6万人を超えており、こうした状況を踏まえて人生100年時代を見据えた社会の実現が求められています。厚生労働省から公表された平均寿命は、男性が80.9年、女性が87.1年といずれも過去最高を更新しました。しかし、直近で公表された健康寿命では、男性が71.1年、女性が74.2年となっており、平均寿命は延びているものの、健康寿命はわずかな延びとなっています。すなわち、健康上の問題で日常生活に影響がある期間は依然として長いままです。

今後、2025年にはいわゆる団塊の世代が全て後期高齢化となり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となるなど、人口の高齢化が急速に進展する中、平成30年度は6年に一度の診療報酬と介護報酬の同時改定があります。団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けた道筋を示す実質最後の同時改定となる医療・介護両制度にとって重要な節目の年であります。

また、政府は人口の高齢化が急速に進展する中で、活力ある社会を実現するため、国民一人一人の予防・健康づくりに関する意識を涵養し、健康寿命の延伸により長寿を実現していくことが必要であることから、厚生労働省は、高齢者の自立支援や要介護度の維持、改善に取り組み、成果を上げた自治体を財政支援する仕組みづくりを策定中です。これは、市町村で要介護度認定の改善変化率や介護予防教室への高齢者の参加率、また、認知症施策の計画を作成しているかなど、厚生労働省が定めた指標で自治体を評価し、実績に応じて市町村に交付金を配分するとのことであります。

南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「総合的な健康づくり体制の確立、地域福祉体制の整備等の施策を進め、認知症などを予防して健康寿命の延伸に取り組む」とありますが、今後の自立支援や要介護度の維持、改善への取り組みや施策はどのようなになっているのでしょうか。

また、2016年に八戸市は、同市で展開されている高齢者対象の公的、民間の福祉事業サービスについて将来利用する可能性がある予備軍の高齢者に認知度調査を実施したと聞いています。調査結果は、高齢者の相談支援を担う市の地域包括支援センターとサブセンターが17%、在宅介護支

援センターが36.2%だったのに対し、買い物や外出の支援、配食サービスを行う民間業者については大半が1割に満たず、公的な見守りや介護予防事業も同様に1割未満だったとのこと。民間サービスの紹介は、行政主体では制約が多い上に、当事者が何らかの困難な状況に直面しない限り、情報を得ようという動機が生まれにくいのも認知度が低い要因の一つであると思われます。認知症を予防し健康寿命を延伸するための健康教室や、要介護度の維持、改善のためのリハビリやその他サービスを実施しても、当事者にうまく周知されていない現実があります。

南部町では、平成27年10月に健康宣言をし、「住民の健康意識を高め、病気を未然に防ぐ健康指導等の予防医療への取り組みを促進する」ため、健康意識調査を実施しています。それをもとに策定される第3次南部町健康増進計画での今後の介護予防事業等の取り組みや周知方法はどのようなになっているのでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、今後の自立支援や要介護度の維持、改善への取り組みや施策についてのご質問でございますが、当町では介護保険給付によるサービスのほか、要支援者等への介護保険法に基づく地域支援事業といたしまして訪問型サービスや通所型サービス、介護予防教室などを実施する介護予防・日常生活支援総合事業や、総合相談業務や権利擁護業務などを実施する包括支援事業などを実施しているところであります。

介護サービスの利用に当たっては、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づき介護サービス事業者が各種サービスを提供しているわけでありましたが、町といたしましては、町内のケアマネジャーを対象とした研修のほか、地域ケア会議におきましてケアプランの点検や面接指導などを実施し、自立支援や要介護度の維持、改善に向けた適切なケアプランが作成されるよう努めているところであります。

一方、介護予防事業といたしましては、「からだ元気教室」や「高齢者水中運動」など各種事業を実施しているところでありますが、特に町内会を単位として実施しております「住民主体の介護予防教室」につきましては、実施地区の普及拡大に努め、要支援・要介護状態になることはもとより、認知症の予防、重度化の防止を図りながら、地域における高齢者の通いの場や社会参

加の場を提供することで、閉じこもりの解消や生きがいつくりといった支援に努めてまいりたいと考えております。

また、来年度からは、NPO法人、民間企業、町内会などの多様な組織と連携しながら生活支援体制整備事業を本格的に実施し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を進めることとしております。

生活支援体制整備協議体と生活支援コーディネーターを中心に、住民ニーズと社会資源のマッチングによりまして「互助」を基本とするサービスの創出へつなげるなど、高齢者の自立支援と社会参加の推進を一体的に図り、支え合いの地域づくりを推進していくものであります。

さらに、認知症施策といたしましては、専門医と専門職で構成する認知症初期集中支援チームを立ち上げたほか、支援チームの活動状況を検討する認知症初期集中支援検討委員会につきましても、今年度内の設置を目指し準備を進めているところでございます。

次に、第3次南部町健康増進計画での今後の介護予防の事業等の取り組みや周知方法についてのご質問であります。まず健康増進計画は町民の健康づくりの方策を示すものであります。介護予防の取り組みにつきましては、この計画とは別の介護保険事業計画に掲載されるものでございます。

介護保険事業計画は現在第6期目であり、平成29年度末で計画期間が満了になることから、平成28年度に実施いたしました「新しい総合事業に係る生活支援体制整備に向けた実態調査」の結果を基礎資料としながら、国の基本指針に基づき、現在、第7期目の計画を策定しているところでございます。

また、介護予防事業の周知につきましては、広報紙、ホームページのほか、町内回覧で案内しております。

本年度からは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まったことから、介護予防事業を含む総合事業のパンフレットを作成し、高齢者の相談、支援に携わる介護事業関係者に配布しているほか、医療機関や介護機関などの窓口に配置しているところでございます。

介護予防事業等の周知につきましては、今後におきましても多くの機会、方法を通じて周知徹底をしてまいりたいと考えております。

議員ご質問の冒頭に、自立支援や要介護度の維持、改善に取り組み、成果を上げた自治体に財政支援する新たな交付金が予定されているという国の動きについてご発言がございました。町といたしましては、今後、自立支援や介護度の評価指標として国が示す具体的な項目について注視しながら、成果を上げられるような取り組みについて検討してまいりたいと考えておりますの

で、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。町長がおっしゃるとおり、南部町でもいろいろな介護、また、予防教室、行政のほうでも実施しているというのはよくわかります。民間でも事業者のほうが多くそういった事業をしているということをよく聞いております。政府のほうとしても、医療、介護に対して改善予防教室活動を実施して健康寿命を延伸したいという目標を掲げている。これは、南部町が健康宣言で掲げている目標と合致していると思います。

個々の事業がたくさんあるんですけれども、やはり健康寿命を延伸するというためには各種専門職によるチームケアや地域でのコーディネート、トータルケアを含んだ次世代の地域包括ケアシステムの構築が必要になってくるのではないかと私は思います。これには今、保健課のほうもあると思うんですけれども、医療関係者と介護関係者が垣根を越えてシームレスに連携し、高齢者個人に対してチームケアを提供できるようにしていく。例えば、医療関係者と介護関係者の接点を活性化する取り組みの一つとして、日常的に利用者の体調や症状に応じたニーズを、ICT（情報通信技術）等を活用しながら必要量と提供量を詳細に共有する。

また、要介護者は日ごろ医療関係者や介護関係者との接点を持てているんですけれども、自立高齢者は他者との接点が少ないといった部分で、困り事やニーズを拾い上げて民間のサービス事業者につなぐことにより迅速にニーズを満たすとともに予防段階における積極的な活動への参加を促すことができるのではないかと思います。

また、今いろいろと問題になっていますけれども、地域包括ケアの実現には在宅等においても終身までを見守るドクターの確保が必要不可欠となり、24時間体制で在宅医療にかかわるドクターの負担軽減のため、ドクターの数を減らさない、ふやす対策が重要になってくると私は思っています。

南部町には行政、民間において医療、介護、福祉の施設、事業が充実しており、それぞれ素晴らしい事業を展開していると私は思っています。民間施設では独自に健康教室を実施しているところもあります。これらの事業者が線でつながる、自立段階からのケア、要介護から改善し要支援になった方の維持ケアを官民、医療介護問わず地域でコーディネート、トータルケアすることにより、健康寿命の延伸のみならず、財政負担の軽減やコミュニティの成立による地域活性化につながると私は思っています。官民の垣根を越えて実施していくには多くの制約があると思い

ますが、今後の南部町での地域包括ケアはどのようにお考えでしょうか。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 松本議員は非常に福祉関係に詳しい議員でありまして、町の取り組み等々も本当にご理解をいただいている議員でございまして、まず介護予防というのは非常に大事になってくるなど。今、第7期の介護計画を策定中なわけでございますけれども、今のままでいきますと介護の世話になる方々がまだまだどんどんふえてくる。そうすると当然、介護保険料が上がってくるわけでありまして、いかにして予防を大事にしていけるか、そして健康寿命をいかにして延ばしていくかという、そういう重点を置いてやはり事業を展開していかなければならないだろうと思ってございます。

そしてまた、在宅医療、やはり今非常に重要になってくる。ただ、松本議員もおっしゃっていたとおり、在宅医療を進めるためにはまず医師を確保しなければ、これはできないわけでございます。我々の健康医療センターは現在も在宅医療を推進しているセンター医療機関でございます。これからはしっかりとそれを継続していくためにもやはり医師の確保という部分が大事になってまいりますので、そこを、医師をしっかりと確保できるように、そうすることによってもっと幅広いサービスの提供ができると。

ただ、議員もご存じのように医師確保というのは非常に難しい時代になっておりまして、それでも何とか私どもも努力しながら今後の事業展開、そしてまた、住民の皆さんにまず健康で元気に長生きをしてもらう、そういう事業をしっかりと連携、民間ともまた連携してやっていかなければならないと、こう思っておりますので、一つずつ町民の皆さんも健康づくりにしっかりと興味をまず持っていただいて、そして出てきてもらうということに努めていきたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問はありますか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。私も町長と同じ思いで健康寿命延伸というためにはやはり官民の垣根を越える、今後はこれがすごく大事になってくると思っております。

南部町においては、先ほど町長もおっしゃったとおり、介護給付適正化のために行政において

もケアプランを点検していると聞いています。これは、過剰なサービス等をなくすとともに、介護給付費や介護保険料の増大抑制につながると私は思います。大変な作業のため、他市町村ではなかなか実施できていないようですが、町の財政、そして町民の負担軽減につながる取り組みであると思いますので、今後も続けていっていただければと思います。

また、11月7日の「知事を囲む行政懇談会」において、三村知事より「少子高齢化に対応する新たな取り組みを南部町でモデル的に進める」との発言がありました。青森県40市町村の中から南部町がモデルとして選ばれた。これは、これまでの工藤町長の取り組みや実績、そして行政職員の努力が三村知事に認められたあかしだと私は思います。三村知事は「安心して年をとって生きるための段取りをまずは南部町で取り組み、各地域に合った仕組みづくりにしたい」とも発言していました。

住民が安心して年をとって生きる一つに、地域でのトータルケア、次世代の地域包括ケアシステムの構築があると思います。多くの制約、障害があるかとは思いますが、工藤町長初め職員や関係者とともに私たち議員と町民、南部町が一丸となり取り組んでいきましょう。

よろしくお願いします。何か最後あればお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今、松本議員から、三村知事のほうから40市町村の中から南部町をモデルとしていろいろなものを検討していきたいと、非常にありがたい選定をしていただいたわけでございます。これは間違いなく私ども今日まで県内の中では先頭を走って包括ケアシステムに取り組んできた、恐らくそこを評価していただいていたものかなと、こう思っております。

今後、県と町とどういう事業をどういうふうに行っていくかという具体的な検討にこれから入ってまいりますので、私どもも40市町村の中から1市町村、南部町だけをモデルにさせていただいたということでございますので、これが他の市町村にまさに参考になる、モデルになるようにしっかりと今後取り組んでいきたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） ここで11時5分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時5分)

○議長（馬場又彦君） 3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） おはようございます。

本日は、福地小学校6年生の皆さん、朝早くから足元の悪い中、駆けつけていただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、通告しております次の2件について質問させていただきます。

まず初めに、南部町のまちづくりについてでございます。

我が国では少子高齢化が急速に進んでいることから、国では人口減少問題に対し「まち・ひと・しごと創生法」が法制化され、国の指針である「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、青森県でも「まち・ひと・しごと創生青森県総合戦略」及び「まち・ひと・しごと創生青森県長期人口ビジョン」を策定し、我が南部町においても国及び県の総合戦略を勘案し、町の独自性と持続性を発揮できるよう、①目指す町の姿（将来像）、②まちづくりにおける理念、③基本目標、④基本目標を達成するためのプロジェクトの基本方針と具体的施策、これらを踏まえて「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定してあるところですが、その取り組みについて質問させていただきます。

1点目の目指す町の将来像ということですが、当町では町村合併以前の旧名川町で「達者村」と銘打った地域おこしに取り組んできたと認識しておりますが、特に人口減少を食いとめる方法として移住定住の成果、効果について、これからの具体的な取り組みについて以前にもお伺いしましたがけれども、再度お聞きします。

2点目のまちづくりにおける理念ということでしたけれども、当町で策定された南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略をどのように町民へお知らせするのか、お聞きします。町ホームページの公開だけで済ませるのか、各種団体の会合に出向き説明するのか、地域住民説明会を開催して住民主導で取り組むのかなどなど、周知方法を考えているのであればお知らせください。

3点目の基本目標であります。当町の地方創生を成功させるためには、士気の高い民間に任せる「民間主導」で進めることだと思います。さらには、そういう町民を発掘、育てることだと思います。例えば、次代を担う20代から30代の若者が合宿形式で地域活性化対策について考える機会を設けるとか、若者たちにまちづくりに関して興味を持たせ、町民の熱量を上げ、理解者を

得るきっかけづくりをしてあげること必要と思われませんが、いかがでしょうか。

さて、この地方創生というプロジェクトの裏側で発生しているのは「コンサルタントバブル」だとも言われております。全国のほとんどの自治体が計画策定にコンサル頼みとなり、請け負う中央のコンサルタント業者ばかりが補助金の恩恵を受けていると言われております。しかしながら、住民主導により地域活性化の取り組みが成功している事例もあります。リアルな地方創生は補助金に頼らないということで、衆議院議員で当時政務官の小泉進次郎議員も絶賛した岩手県紫波町の「岩手・紫波町のオガールプロジェクト」があります。従来の発想にとらわれず、新しい発想や仕組みで民間に任せている取り組みで、地域住民が『私も参画している岩手・紫波町の「オガールプロジェクト」』という取り組みです。そこでは利益を生み出し、雇用も創出しています。

我が南部町でも成功している事例がございます。それは、チェリーセンターを初めとする産直センターです。これは、農家のご婦人たちが自分の家でとれた野菜や果物などの規格品外の捨てていた農産物を安く販売しご苦労賃を得たいという発想から生まれ、現在は全国各地にあり、多くの収益を得ている事業であります。

このように民間主導で行われる事業は損益や経営にかかわりますので、真剣に取り組みが進められ、成功に向けて努力した結果が顕著にあらわれるすばらしい地方活性化事業だと思います。地方創生の主体はそこに住む人々で、その人たちの考え方で進めていかなければ本気でもうけるために取り組まず、もうけることができなければ一回転だけの補助事業で失敗の取り組みとなってしまいます。南部町の地方創生はこれから計画に基づき実行に移されることと思いますが、絵に描いた餅にすることなく成功させるためには、民間主導で町民に任せ、行政側は後方支援に回る進め方がよろしいのではないかと思います、考え方をお聞きします。

4点目の基本目標を達成するためのプロジェクトの基本方針と具体的施策についてお聞きします。

町の基幹産業であります農業は、高齢化が進み、後継者不足などのさまざまな問題もありますが、まずは町出身の若者が帰ってきたら就職できる場所の確保が必要だと思います。若い人を定住させることによって、子育て環境整備も進めている南部町のよいところも理解してもらえ、生産年齢人口増により地域活性化に携わる町民も多くなり、町の人口減少のスピードも緩くなると思われます。中央からの移住者ばかりに期待することなく、現在町に住んで生活している人や町出身の若者を引き戻す取り組みや、その方々が戻ってきても生活できる職の確保など、町としても真剣に取り組まなければ、この先はますます少子高齢化が進み、限界集落も発生してくると思われま

また、新規就農者助成により新規の就農者もおられるようですが、近々には農業の法人化を促し、士気の高い町民が法人組織を立ち上げ地域農家の担い手となり、若手を雇用できる体制づくりを推し進めることが必要と思われます。農家の高齢化が進んでいる今、耕作放棄地がふえる傾向にあり、田んぼに関しては行政の支援により大規模化の基盤整備が進められ、機械化も進んでいることから、担い手農家も借り受けできて耕作できておりますけれども、当町メーンの果樹園は耕作できなければ病害虫が発生し、隣接の果樹園にも被害が及び、ますます農家離れ、耕作放棄地が拡大するものと考えております。それを解消するためにも、個人経営ではなくて受け皿となり得る団体、もしくは士気の高い後継者が集まった法人化を指導する時期であると考えますが、町としての考えをお聞きします。

最後になりますが、地域活性化が成功に向かうには、私も含めここにおられる理事者、議員及び町民の方々の強い心構えが必要だと思います。そしてまた、今までのように行政主導型で地域活性化させようにも限界があるように思ってしまうのは私だけではないような気がしておりますが、皆さんはどのようにお考えでしょうか。

行政主導型でどれだけ頑張っても地域を活性化させようとしても、それは結果的に皮肉にも行政サービスの行き過ぎ、受け過ぎの慢性的な状態に陥り、町民の主体的なまちづくりのきっかけと意欲を消してしまうことにつながると思います。私は、地域活性化に民間活力が必要であると以前からもたびたび申し上げてきました。バイタリティーあふれる町民やそういう町民を発掘、育て、民間のその豊かな発想力を大いに活用することができれば、それはもう既に地域の活性化につながっている状態であると考えます。そして、行政側はその民間活力の後方支援としてよりよい生活環境を全町民に整備することさえできれば、理想とするオール南部町でのまちづくりになるものと思われませんが、どのようにお考えかをお伺いいたします。

続きまして、少子高齢化に対応した新たな取り組みを進める当町でのモデル事業についてであります。

先月上旬、地方新聞に掲載されておりましたけれども、モデル事業として医師不足問題と少子高齢化対策がどのようにかわることができ、問題を解決することができるのか、お聞きします。

以上、未来の子供たちにすてきな南部町を託したいという志を持って、私からの質問とさせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問の前に、まず福地小学校の児童の皆さんが傍聴に来ていただきました。先ほどまでは名川南小学校の児童の皆さんが傍聴に来ていただいたわけですが、いろいろな質問、答弁、ちょっとわからない部分も恐らくあるだろうと思いますけれども、きょうは議会というのはどういう雰囲気なのか、どういうことを話し合っているのか、そういうことを肌で感じ取って帰っていただければなと思います。

それでは、大きく分けて2点、細部にわたっては5点の質問でございます。

まず、目指す町の姿（将来像）、達者村事業のうち、移住定住の成果と効果、さらにはこれからの具体的な取り組み方についてであります。達者村事業は町の最上位計画として位置づけております総合振興計画における3つの重点プロジェクトの一つであり、町の豊かな地域資源を活用し、交流人口をふやすことで、将来的な定住を目指していくものであります。

平成28年3月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、滞在型の観光から移住を促進することを目標にしております。

全国的に人口が減少している中、当町の人口も同様であり、現時点で移住あるいは定住に大きな成果が見えるわけではありませんが、サクランボ狩りに代表される体験型の農業観光として、平成28年度実績では年間9万人近い観光客が訪れ、農業体験修学旅行では約1,000人の子供たちが当町の受け入れ農家の方々と交流しているほか、国内外からの農家民泊の受け入れにより、町の魅力を発信するなど、交流人口は確実に拡大している状況であります。

また、平成27年に友好交流協定を締結しました横浜市栄区とは、9年連続でイベントに参加し、町の特産品などを販売しているほか、栄区の広報紙でのPRなどにより当町を身近に感じていただいているものと思っております。

そのほか、地域おこし協力隊事業や八戸圏域の市町村が首都圏で開催している移住相談会、町内へ転入し新規就農する方へ3年間補助金を交付する新規就農支援事業やおためし住宅事業を展開しており、おためし住宅は今月と来月にそれぞれ2名の方が利用する予定となっております。

これからの具体的な取り組みといたしましては、移住実績のある空き家バンクへの登録を進めていくことや現在実施している事業を継続していくことを基本としていきますが、定住対策には仕事や住環境、医療、福祉、教育など、行政の全てが関連し、住民や事業所の皆様にも協力をお願いすることが多いと考えておりますので、今以上に町が一体となって定住への取り組みができるように検討していきたいと考えております。

次に、南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略をどのように町民へお知らせするかについてお答え申し上げます。

南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、国が平成26年11月28日に公布した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国及び県が策定する総合戦略を勘案して策定することになったもので、人口減少対策に特化した計画として平成28年3月に完成しました。

計画の完成後、町民に対しましては広報なんぶちょう4月号に掲載して計画の概要をお知らせしているほか、町のホームページには計画の全部を掲載しており、ホームページを検索することで計画の内容を見ることができるようにしております。

また、今年度において策定中の第2次南部町総合振興計画では、まち・ひと・しごと総合戦略での人口減少対策も含んだ町の総合的な計画として年度中の完成を予定しており、町民に対しましては同じく町広報紙やホームページを使いましてお知らせしたいと考えております。

ぜひ町民の皆さまから町の計画をご理解いただき、町民が一体となって人口減少対策を初めとする町の施策にご協力いただくことで人口減少に歯どめをかけるとともに、笑顔あふれる南部町の実現を目指したいと考えております。

次に、地方創生を成功させるために民間主導で進めることについてお答え申し上げます。

ご質問のとおり、地方創生における民間の取り組みはとても重要な役割を担っており、行政といたしましても大変期待しているところであります。

地方創生の取り組みを進めていくに当たっては、民間が得意なこと、民間だからできること、逆に行政のほう得意なことなど、さまざまなケースが考えられることから、それぞれが連携し、補完し合って進めていくことが重要であると考えております。以前から言われておりますように、「民でできることは民に任せる、官は協力することが大事」であると考えております。

先ほど産直のお話もありました。非常に頑張って産直の皆さんは運営しているわけですが、しからば最初の段階から産直の皆さんだけで今のものができ上がったかという、決してそうでないと思っております。そこには町が相当関与し、協力をし、そして今の形ができているわけございまして、最初から全て民でと、今若い人たちの団体もいろいろありますけれども、逆に私も言われているのは「やはり町も協力をして支えてほしい」と。「我々だけに」と言われてもなかなか難しい部分があるという部分もございます。ですから、「言うがやすし、行うはかたし」もあると思います。我々も、やはり民でできるものは確かに民でこれはお願いしていく、ただ全て民、民というわけにはいかないのではないかな、我々行政もしっかり支えながら取り組んでいくことが大事だと思っております。

例えば、八戸圏域連携中枢都市圏ビジョンに掲載しております民間事業者を対象とした事業も各種ございます。活用できる事業は積極的に使ってもらえたら、町としては事業負担として負担させていただきたいと思います。

これからも民間での新たな取り組みの発掘や育成が重要であることから、さまざまな情報を得られるように細やかに情報収集を行っていくほか、民間からますますやる気を出していただけるような情報提供、支援などをしていきたいと考えております。

次に、基本目標を達成するためのプロジェクトの基本方針と具体的施策についてお答え申し上げます。

まず、若者の雇用の場の確保についてであります。町民の生活基盤を確保し、人口流出に歯どめをかけるために雇用の場を確保し、創出していくことは喫緊の課題であると認識しております。

日本の雇用情勢は、経済の緩やかな回復基調のもと人材不足が課題となっており、当地域においても同様でありまして、三八管内の平成29年9月1日時点の有効求人倍率は1.5倍という高い水準であります。しかし、その中にあっても、若者が求める条件と提供される雇用の場とのミスマッチにより、自分に合った場所を探し求め、町外や県外に流出していくという状況も確かにあると思っております。

現在、町では既に操業している誘致企業への支援や創業、起業を考える方々へのサポートを商工会と一緒にっており、さらには既存の事業者や新規創業者へ町独自の支援を行うことにより、若者を含めた定住希望者の雇用の確保の場が創出できないか検討しているところであります。

次に、2点目の農業後継者対策につきましては、新規就農者及び若年農業者の育成を基本目標として施策を実施しております。

新規就農者の育成につきましては、就農意欲を喚起し、就農後の定着を図るため、経営の不安定な初期段階の青年就農者に対し、経営の安定を目的として、国の事業である農業次世代人材投資事業と町単独事業である新規就農者支援事業を実施しております。

農業次世代人材投資事業につきましては、平成24年度に国の事業制度が始まったと同時に取り組み、現在までに個人10人と夫婦5組の計20人の方が新規就農者となっております。町の新規就農者支援事業につきましては、国の事業展開に先立ち、平成19年度から独自に実施しており、現在までに43人の方が新規就農者となっております。平成19年度から現在までの新規就農者の累計人数であります。町の事業から国の事業に移行した方もおりますので、その重複分を除きます。

と、新規就農者の実人数は56人となっております。

また、若年農業者の育成につきましては、平成26年度から数回にわたり若年農業後継者の方を対象に意見交換会を実施し、平成27年8月に40歳代までの若手農業後継者で構成された「南部農夢」を設立しております。現在の会員数は29名で、農業経営や栽培技術、流通に関する研修会を開催しているほか、会員間での情報交換などを通じて農業振興に取り組んでおります。町としては、研修会や視察に関する情報提供のほか、会の活動を強く支援し、後継者育成を図っているところでございます。

3点目の耕作放棄地対策につきましては、現在、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金がございます。この事業は平成21年度から平成30年度までの事業となっておりますが、平成29年度から「荒廃農地等利活用促進交付金」と名称を変え、平成33年度までを期間とする事業として展開することになっております。

なお、農地中間管理機構におきましても、この事業の中で「借り手の要望により、機構が耕作放棄地を再生し貸し付ける事業」を実施することができることになっております。また、耕作が放棄された樹園地の病虫害発生防止策として、県単事業に町がかさ上げして実施している放任園対策事業がございます。

町といたしましては、荒廃農地等利活用促進交付金や農地中間管理事業、放任園対策事業の周知と利用の促進を引き続き推進し、耕作放棄地の抑制や再生に対応してまいりたいと考えております。

4点目の農業の法人化に向けた取り組みにつきましては、町担い手育成総合支援協議会、認定農業者連絡協議会や中山間地域直接支払事業、多面的機能支払交付金事業において、集落営農組織化、さらには法人化への誘導を図るため、相談の随時受け付けや各種会議での説明、研修会等への参加案内など、法人化へ向けた支援を行っております。

農業後継者対策、耕作放棄地対策及び農業の法人化につきましては、現在の農業を取り巻く状況を見ますと非常に難しい問題であると認識しておりますが、町といたしましては、町農業委員会、国、県及び関係団体と連携しながら基幹産業である農業の活性化を図り、現在行っている事業を引き続き実施するとともに、町にとってどのような施策が効果的かを模索しながら、町民が魅力を感じ、誇りが持てる持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、少子高齢化に対応した新たな取り組みを進める当町でのモデル事業についてお答え申し上げます。

青森県では、平成29年2月の県議会において、三村知事が2025年超高齢化時代の到来に向け市町村と連携し、新たな地域包括ケアシステムの持続可能なサービスの提供体制の構築に取り組み、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会の実現」を目指していききたい旨の答弁をいたしました。

これを受け、県では平成9年から取り組んできた保健、医療、福祉に係る地域包括ケアシステムに、団塊の世代の方が全て75歳以上となる2025年を迎えるに当たり、新たに高齢者に対する買い物支援や住まいの見回り、移動支援、交流の場の確保、安否確認などといったさまざまな生活機能を加えた地域住民などによる地域づくりの視点を踏まえた深化を図る必要があると考え、青森県型地域共生社会づくりを全国に先駆け実施するところであります。

この青森県型地域共生社会は、県下全域での実施を目指していくことから、先ほど松本議員にも答弁いたしましたが、まずは当町で実証事業のモデル地区を実施したいと、ことしの6月に県から要請があり、全面的に協力し取り組んでいくこととしたところでございます。

先ほども申し上げました、そこには先駆けて取り組んできた包括ケアシステムがあったと思いますし、現在進めている「おらんど館」、この実績等もやはり県のほうで評価をして、既に南部町においてはいろいろ取り組んでいるものがある。そういうことから県としてもモデルとして一番早く取り組みやすいのではないかと、そういう判断のもとで南部町に指定をしていただけたものではないかなというふうに考えております。

なお、この事業の本格的な取り組みは来年度からの予定となっており、今年度は地域の状況把握として地域住民からの子育て、福祉、介護、防災などに対する地域活動の情報収集を行っているところでありますので、これらの情報をもとに来年度から県の関係機関と一緒に青森県型地域共生社会の実現に向け、地域住民を初め、NPO団体などの多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供ができるような計画を策定していきたいと考えております。

次に、医師不足問題につきましては、地域共生社会づくり計画には現在のところ含まれておりませんが、町の状況についてご説明いたします。

現在、医療センターは、内科、外科など10診療科を標榜し、外来診療及び一般病床26床、療養病床40床を有する入院診療のほか、救急告示病院として機能しているところでございます。

医師数につきましては、常勤医師が6名、10月末日現在で人数換算の非常勤医師は、八戸圏域連携中枢都市圏での八戸市立市民病院から派遣医師が9名、弘前大学医学部附属病院から8名、八戸赤十字病院から4名、青森労災病院から8名、そのほかに2名の非常勤医師で診療に当たっております。これらの非常勤医師は、診療科の維持と救急医療体制の充実を図ることを目的とし

ております。

また、常勤医師の確保対策といたしましては医師修学資金貸付事業を行っております。現在、貸し付け終了者1名、貸し付け中が3名の計4名が当該事業の決定を受けております。医師免許取得後の返還債務猶予期間内には医療センターの医師として勤務する予定となっております。

この制度は、6年間医学生時代に奨学金を借りた場合、その後、借りた年数の半分、6年間借りた場合には3年間、4年間借りた場合には2年間、いずれ医療センターに医師として勤務をしていただければ全額奨学金を免除するという制度であります。これは町独自に実施しておりますので、現在地元の学生が4名、既に医師として、医師を目指して取り組んでおりますので、きょう傍聴の福地小学校の児童の皆さん、どうぞ中には医師を目指している児童もいらっしゃると思います。この制度を活用すれば1,000万円ほど、借りた奨学金を返済しなくてもいい、こういう優遇措置もありますので、ぜひ医師も目指していただきたいなと思います。

また、医療センターにおける患者の年齢層を見ますと、外来診療においては65歳以上の高齢者の占める割合が6割以上、入院診療においても65歳以上の高齢者の占める割合が8割以上となっており、今後も高齢化社会の到来により高齢者を中心とした患者構成が続くものと考えております。

また、患者の高齢化により自力での通院もままならない方の通院も余儀なくされているところであるため、介護保険施設への入所や在宅介護サービスの利用など、介護施設や在宅医療の重要性も高まっていることから、訪問診療及び訪問看護についても十分に対応できる体制を整えてまいりたいと考えております。

今後も住みなれた地域で生活を継続していただくためには、心身の状態や生活環境の変化に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援を柔軟に組み合わせて提供する仕組みを日常生活圏域単位で構築していく必要があることから、救急医療体制の充実と地域医療を確保するための医師確保対策と健康寿命の延伸対策が当町の人口減少の抑制と若者の定住促進につなげていければと考えているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありませんか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） ご答弁ありがとうございました。3点質問と意見がありますので、言います。

1番の（2）理念ですが、その中で町長のほうから「官は民を支えていく」というふうな回答

がございました。本当にありがとうございます。そういうふうな対策をしていくことによって南部町が元気になると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、（４）ですが、農業法人化、これも前向きな動きとなっておるような回答もいただきました。よろしくお願いいたします。

最後に大きな２番、医師不足問題と高齢化対策、この話をされたときはある程度の説明でわかったんですが、医師不足問題と少子化対策はどのようにかかわって、この問題を解決していくことになるのか、そういったところを質問いたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

○町長（工藤祐直君） まず医師不足問題ですけれども、やはり医療がしっかりしていないと、若い方々はやはりお子さんを抱えたり、非常にやはり生活の部分でこれは不安があるだろうと思っております。小児科があればいいんですけれども、小児科の医師を見つけるということは大変なわけでございます、小児科に限らず総合診療できる、そういう医師を確保したいと思っているわけでございますけれども、やはり医療体制、ここは私は、以前県のほうで病院の再編成が議論されました。そのときに当時の名川病院、そして県内では数カ所の病院を診療所にするという、そういう県の方針を示されたわけでございます。もう私は断固として反対をしました。地域から医療がなくなるということは、まさしく我々の地域からほかによそに動いて住みなさいと、もうそういうことにつながっていく重大なことであると。そういうことで絶対それには賛同できないということで、当時診療所構想は県のほうでは実現にならないで、現在の病院で維持してきたわけでございます。今現在は医療センターという名称に変わっておりますけれども。

ですから、高齢者の方々も当然でございますけれども、やはり特に少子化に対応していくためという部分は、やはり医療機関もしっかりそばにある、だからこそこに若い方も南部町に住もう、子供もいろいろな奨学金制度等もやっております。給食費の無料化も県内では６市町村しかやっておりません。３４の市町村は学校給食費無料化もやっておりません。そういう中で我々ができるサービスを提供して、若い方々にやはりこの南部町に住んでもらえるためにはいろいろなサービス事業と医療体制というのは非常に関連がある重要なことだというふうに私は考えております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。夏堀嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君）　ありがとうございます。

私も松本議員と同じように、この少子化に対応した当町でのそのモデル事業が県のほうから発表されて決定されたということは本当に大変喜ばしいことだと思っておりますし、これを機会に南部町を元気にしていただきたいと、そういうふうに思っております。

また、このまちづくりに関しまして、少子高齢化もそうですけれども、私の公約として議員になっておりますので、今後これも継続して質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君）　いいですか、答弁は。

これで夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君）　以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、12月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時43分）

平成 2 9 年 1 2 月 6 日（水曜日）

第 7 7 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第77回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年12月6日（水）午前10時開議

- 第 1 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号）
- 第 2 報告第18号 南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告について
- 第 3 議案第91号 南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第92号 南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第93号 南部町土地改良事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第94号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 第 7 議案第95号 平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第96号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第 9 議案第97号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 10 議案第98号 平成29年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 11 議案第99号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 12 議案第100号 平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 第 13 発議第1号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案
- 第 14 常任委員会報告
- 第 15 委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明
- 追加第2 議案第101号 南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	金 野 貢 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	久保田 敏 彦 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐々木 大 君
老健なんぶ事務長	藤 嶋 健 悦 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教 育 長	高 橋 力 也 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	松 橋 悟 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
総 括 主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第77回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第1、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） おはようございます。

それでは議案の1ページをお願いいたします。報告第17号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明します。

処分理由でございますが、10月22日執行の衆議院議員総選挙実施に伴いまして、南部町一般会計予算を補正する必要性が生じ、緊急を要したため専決処分したものでございます。

次のページをお願いします。専決第11号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,844万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億1,089万5,000円とするものでございます。9月28日付けで専決しております。

12ページをお願いいたします。歳出からご説明をいたします。2款、総務費、4項、4目、衆議院議員総選挙費でございます。目を新たに設けまして1,844万4,000円を計上しております。1節報酬から18節備品購入費まで全て今回の選挙事務経費となっております。

続いて歳入についてご説明いたします。前のページにお戻り願います。

9 款、1 項、1 目、地方交付税でございます。68万4,000円を追加するもので、本補正予算の一般財源として予算計上したものでございます。

続きまして、14款、県支出金、3 項、1 目、総務費県委託金として1,776万円を追加しております。選挙費委託金を計上したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

報告第17号を採決します。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

報告第17号は原案のとおり承認されました。

◎報告第18号の上程、説明、質疑

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第2、報告第18号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 学務課でございます。よろしくお願いします。

議案書の17ページをお開き願います。

報告第18号、南部町教育委員会の事務の点検及び評価報告書についてでございます。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、平成28年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を教育委員会において別冊のとおり作成いたしましたので、議会へ提出するものでございます。

南部町教育委員会の点検及び評価報告書についてでございますが、評価報告書に基づき説明をいたします。お手元の評価報告書をご準備願います。

それでは、評価報告書の6ページをお開き願います。点検及び評価の概要でございます。

南部町の教育方針に定めてあります、教育施策の重点項目に則して行われた事務事業の点検評価の報告でございますが、点検及び評価の方法につきましては各事業担当部署が点検・評価した事務事業について、お二人のアドバイザー、元剣吉小学校長の中村正氏、元名川B&G海洋センター所長の有谷守氏から点検・評価をいただいたもので、事務点検の作業は5回行ってございます。

13ページから15ページをご覧ください。

学校教育関係はスクールサポーター支援員配置事業を含む13項目、社会教育関係については家庭教育講座を含む18項目、文化財関係については文化財パトロール事業を含む11項目、公民館、体育館、海洋センター関係では趣味の教室、町民運動会を含む19項目、そして、給食センター事業では5つの目標についての評価となっております。合わせまして56項目となります。

それでは、続いて16ページをご覧ください。事業毎個別評価の観点でございますが、評価の基準となる項目は計画性、効率性、効果性、妥当性の4項目で検討され、評価が高い事業は「◎」、評価が中位の事業は「○」、評価が低い事業については「△」の3段階で評価を示してございます。この評価は事務事業担当者が行っております。

続いて総合評価でございますが、事務事業担当者の評価を受けて、アドバイザーの意見を鑑み、評価されてございます。

「A」については拡充、「B」については継続、「C」は改善・縮小、「D」は統合あるいは休止・廃止の4段階で示されてございます。

3ページにお戻りいただきまして、今回の点検評価についてのご意見をお二人のアドバイザーから頂いておりますので紹介したいと思います。

まずは学校教育についてでございます。3ページ中ほど1の学校教育について(2)の部分でございますが、「語学指導外国語青年招致事業」について、「外国語指導助手、いわゆるALT

でございますが、を現在の2名体制から増員し、3名体制にさせていただきたいと思います」、「新学習指導要領のもとで2020年から小学校5・6年生は英語が正式教科となります」、「児童生徒の英語指導充実のため、全面実施に入る前から増員が必要と考えます」とのご意見をいただきました。これについては、教育現場からの声もございますし、また、先の教育民生常任委員会でも同様のご意見をいただいているところでございます。

そして、5ページ目の3行目からになりますが、こちらは、スクールサポーターについてでございます。「スクールサポーター支援員配置事業はすでに全12校に配置され、学級担任教諭を支援する事で児童生徒が授業や諸活動に集中できているが、配置希望のある学校への増員も検討し更に事業効果を出していただきたい」との意見をいただきました。これについては、各学校から配置員の希望調査をとりまして、現状を把握し、対処したいと考えております。

これについても教育民生常任委員の皆さまの方から同様のご意見を頂いているところでございます。

3ページにもどりまして2の社会教育についてでございます。（2）でございます。

社会教育事業の中で27年度実績と比較し5つの事業を廃止し、新たに2つの事業を設けています。「たとえば新規事業の岩手県山田町マリンスポーツ体験交流会は東日本大震災で休止状態になっていたものを5年ぶりに再開したということです」、「参加者のニーズやアンケート調査、そのときどきの社会情勢の中での必要性の有無で臨機応変に事業を展開していくことが肝要と思いました」とのご意見をいただいております。スクラップ&ビルドという、時勢にあった事業展開が求められているところでございます。

他にも記されているようにさまざまなご意見をいただいております。

南部町教育委員会では、今後、効果的な教育行政を推進するため、この事務の点検及び評価によって得られたことがらや、アドバイスを活かし今後の事業を進めていきたいと考えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 報告書の21ページになります。お聞きをお願いします。

私は今回、この奨学金をちょっと、お伺いしたいのですけれども。これが、基金、原資等、一般会計からの持ち出しがあるのですけれども、それはどのような比率でどういうふうな配分にな

って、これ入っているのか一つ、説明していただきたいのと。

あと、滞納状況ですけれども、ここ数年の推移がわかれば教えていただきたいのですけれども。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） ご質問にお答えいたします。

まず、原資とそれから一般会計、それから奨学基金の方の割合ということではございますが、原資につきましては、1億5,000万ほどでございます。

そしてこの割合についてでございますけれども、基本的には奨学基金があつて、その足りない部分について一般会計の方からという形で行っております。

現在は、一般会計に頼らなくても、基金の方で賄っていけるような状況になってございます。

細かい数字に対しましては、大変申し訳ございませんが、この場には準備してございませんのでお答えできませんが、現状では奨学基金の方が大きなウエートを占めているということで、ご理解をお願いいたします。

そして、滞納状況でございますけれども、少し遡った部分と比べてみたいと思いますが、平成26年度では、貸付人数は64名ということでございますけれども、滞納をされている方については、35名となります。滞納の金額については、1,156万ほどとなります。

そして、27年度については、貸付人数は58名でございますが、滞納されている方は29名となっております。滞納金額については1,162万円ほどとなります。

そして、平成28年、この表にありますとおり、貸付人数は52名、そして、滞納をされている方については30名、そして、金額については合わせまして1,158万4,000円となっております。

この状況からも見まして、まず、貸付の人数でございますけれども、これは少子化ということが一つ考えられるところですが、人数については少しずつ減っているというところでございます。

滞納者については、26年度が35名、27年度が29名、28年度が30名というところで、あまり大きな変化のない数字ではございますが、29年の春の段階でこの滞納に関してまとめてみましたので、こちらの方をお示ししたいと思います。

まず、滞納に関しては、28年度は30名あるということで、そのうち、返済の困難な方については18名ほどとなります。金額にすると760万5,000円となっております。これについては、返済についてはやはり、家庭的な事情、個人の事情、様々な事情もありまして、当初、返済計画を立て

ていた部分では、なかなか返済が難しくなってきたということでございます。

ただし、これについては貸付でございますので、返済はもちろん、していただかなければなりません。

よって、この返済については、返済計画を新たにこちらで相談をしながら、お示しをして、例えば、月々の返済を少し抑えた形で返済をしていただくとかの形で対応を今、しているところでございます。

ただ、なかなかその返済にも難しい部分もございますので、こちらについては、第2保証人の方にも働きをかけまして、返済の方を今後、お願いをしていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） ありがとうございます。

後で推移の資料として出せば出していただきたいと思います。

あと、この滞納に関しては貸付なので、不能欠損というのはもう将来はないという考え方でいいですか。

それからですね、それがまず一つ、もう一つ伺いたいことは、医師に対しての奨学金。きのう、町長の答弁にもありましてけれども、これは病院会計の方からの投資という部分でこれの奨学金は出ていると理解してますけれども、町長おっしゃるとおり、医師というのはこれから本当に町にとっては重大な医師不足が問題になってくるのは、それは第一に優先的にやらなきゃならないと思うんですけれども。

私が言いたいのは、医師もそうですけれども看護師、あと介護士ですね。あと、薬剤師等そういった人材もこれからますます足りなくなってくる。そういう確保も難しくなってくるっていう中で、それに特化した奨学金も創立してもいいんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の答弁をお願いします。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） まず、貸付金の性格でございますけれども、これは、貸し付けたお金でございますので、返済していただくものという考え方を、私どもは持っております。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 二つの質問の後の方はこれ町長から答弁していただいてもいいんですけども。要するに、結局、技術職だけではなくてこれから少子高齢化が進んでいく中で、職人という人、従業員、その他、人は絶対足りなくなってくると思うんですよ。

そうなった時に南部町が仕事がないわけじゃない。ですので、南部町に留まってもらうための施策としての奨学金、そういったものに特化があると思うのですけれども、そういったものの幅を広げて、医師だけではなくて、さっき、例えを言いましたけれども、そういった技術職の奨学金を「何年か住んだらいくらかは免除するよ」みたいな、そういったものを拡充していければ、南部町に住んで良かったなっていうものも出てくるし、南部町に勤めなきゃならないっていう制約も出てくると思うので、その辺をちょっともう少し充実するっていう考えはないのかなと思ひまして、町長答弁ありましたらお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 奨学金制度でござますけれども、看護師。これはちょっと院長の方とも若干の話は、以前もしました。

比較的、医療センター、看護師を募集かけると今現在はまず、他より応募してくれるという状況もありますが、この先、看護師不足も医師不足と同じにこれは、発生してくるんだと思っております。

院長の方ともちょっと相談をさせていただいて、あとそれと、毎年公募かけても来てもらえないのが薬剤師でございます。

これは数年前から募集かけているんですが、なかなか薬剤師、確保が難しいということで。その辺も毎年募集かけるんですが、この点も少し、考えていかなきゃならないのかなと思っております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 今、薬剤師、看護師の話をしていただきました。

あと私、介護職に関しても、例えば老健さんは介護職が少なく、今回も補正で減額するようですけれども。

結局、育てるという考え方をしていかないと。資格が無くても入ってもらって、資格を取る意欲がある方にはどんどんと助成を出して、老健独自でもいいです。そういう制度を作って「その代わり5年間はちゃんと努めてくださいよ」とか。そういうものを作り上げていかないと、ちょっとこれから先、人材確保が難しくなるのではないのかなと思うので、その辺も老健事務長なんかありましたら。

○議長（馬場又彦君） 老健事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） ただ今のご質問にお答えします。

先ほど夏堀議員おっしゃったように、施設側の方でも介護職員の確保に苦慮しているところでございます。

今後は、施設の運営方針も含めまして、人材の確保を含めて、検討していく必要があるのではないかなと思っておりました。

今現在は、募集の方をにかけているだけの状態ですので、今後、運営を含めて検討させていただきます。

○議長（馬場又彦君） 工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 遅れて申し訳ありませんでした。

単純な質問ですけれども、卒業間近ではあるんですけど、その前に「アルバイト、アルバイト」ということ方に強調しまして、一年……。

○議長（馬場又彦君） ちょっとマイクを近づけて。

○14番（工藤幸子君） すみません。

アルバイトがあれば、ちょっと1年前に進まないような年がありまして、そうすると、今までお借りしていた部分もあるんですけど、それがまた再度、復活するということもありうるんですか。お借りするのが。復活する。

アルバイトしてて、例えば大学ですけど、そうすると、ちょっとやっぱりそういうふうな横に逸れたものをやっているうちに、まず、成績の関係で1年間留年しなければならないという、そういう状態のものが、また、アルバイトだからとかって簡単に考えられないんでしょうけれども。お借りしていたのが、その期間中、1年間、返済しないでいると、もう前に進んでお借りするっていうことはどうなんですか。

○議長（馬場又彦君） 奨学基金の返済ですか。

○14番（工藤幸子君） 返済じゃなくしてお借りしているのを中断したんですよね……。 （「大学生になれば予算を借りれるということ、その後に返済。途中では返すことないんです。」の声あり。）

次の年までなんとか頑張っ…… （「1年休校して借りるのを止めた。それでアルバイトして1年やってまた学校に戻って、また、奨学金を借りることができるんですかという意味でしょ。」の声あり。） そうです……。 （「よくわかるな」の声あり。） 実は——そういうことです。

あと1年位また学校に入らなきゃならないんですけれども、やっぱり、アルバイトっていうのは大変な作業だみたいで、復活して、またお借り、1年位……。 （「そういうのは想定してないんじゃないか」の声あり。） 単純な質問ですけど。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 今の事例というか、そういうことももちろん考えられるとは思いますが。学務課では、大学については4年間の学業の期間ということで考えておりますので。その1年お休みになるところについては、今のところはその対応はしていないというのが現状でございます。

今後あった場合については、もちろんこれから色々考えていく部分もございますが、今の段階ではその1年間休んで、そのまた、例えば3年生の期間を休んで4年生からまた始めるとなった場合についてのことについては、想定はしておりません。

よろしくおねがいします。

○議長（馬場又彦君） 工藤幸子君。

○14番（工藤幸子君） 3年ではなく、4年の段階にやらなきゃいけないのですけども。ですから、卒業間近で失敗しているという、4年間じゃなくて、5年間なんですよ。それで、どうなのかなってお聞きしました。（「4年で卒業できないで5年かかったと、それで5年分の奨学金をけるのかということだよね」の声あり。）

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 回答が遅くなりまして申し訳ありません。

あくまでも大学については4年ということでの想定をしておりますので、5年目になってその5年分も奨学金をもらえるのか、対応してもらえるのかということについては、ございません。あくまでも4年ということをお願いをしたいと思います。

（場内騒然、聴取不能）

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 例えばその4年間の間に3年生を1年休学をして、更に、あと2年間、3年生、4年生としての4年間ということは可能かというご質問でございますね。

そのご質問については、今この場ではお答えできませんので、検討して、対応を練らなければいけませんので、学務課の方でも検討してみたいと思います。教育委員会に諮ってみたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） 他に。6番、西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） すみません。

次のページの22ページなんですけれども、中学生の海外派遣事業なんですけれども。

これは28年度の実績だと思うんですけれども、募集人員が35名に対して参加生徒数が23名ということであってちょっと少なかったように思いますけれども。

これは、本来、35名が行くべきことなんでしょうけれども、今までの経緯というか、例えば過去何年か少なくなってきたのか。この時だけ28年度だけが少なかったのかちょっと教えてい

ただければ。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） この28年度の参加生徒数が23名ということで、募集人員が35名に対しての人数でございますので、少ないというふうなご指摘でございますけれども、これについては、世界の各地でテロが発生したという関係もありまして、保護者の方でそれを心配されて申し込みをしなかったというふうな経緯があつてございます。

ただ、私どもが行っているカナダ・バンクーバーについては、「非常に治安も安定してございますし、子どもたちの研修地としては適している」という判断のもとでこの中学生の海外派遣については、28年度は実施してございます。

人数に対しても、今までの人数に対しては、この28年度が23名ということで少なかったんですが、申し込みについては35名の申し込みで今までをやってございました。ただ、申し込み終わった後に「事情があつてやっぱりやめる」というふうなこともございますので、これが少し欠けまして、34名とかになった部分もございます。

今年29年度についても35名の募集で35名ということになってあつたのですが、ちょっと事情がありまして途中で辞退をするというふうな方もいらっしゃいました。

なお、この人数については、今後、評価と方向性の方にありますとおり、35名というのをちょっと見直しをかけたいなと思つていらっしゃるところでございます。

実際にはこの募集人員の数については、学年の生徒の2割程度ということで考えておりましたので、今後の募集については、子どもの数が今、減少している状況でもございます。少し、減るというふうなことで私どもはこれから計画を立てていきたいと思つておりましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。他に。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 何点か質問項目あります。

まず最初に17ページの「スクールカウンセラー配置事業」この事業そのものは否定するものではありませんけれども、去年は派遣校が3校、26年度は2校ということで、ずっと報告がありま

した。それで配置校どっかの学校に置いて、必要に応じて派遣する。ただ、この28年度がですね。6校派遣されたという実績で、評価その他は「必要なことだ」って評価はわかるんですけども。これは、内容的にこれだけ必要な事案が各校に発生したってことですか。それとも、何か事情があってこれだけ急にこのスクールカウンセラーを派遣しなければならない原因があったのかどうか。ちょっと今までと数字がちょっと違うものですから。その辺のところをまず最初にお聞きします。

それから、2点ずつ聞いていきます。20ページの去年もこの点で聞きました。「学校の芸術文化活動事業」っていうのがありました。これは、もう何年もこの2校だけこの事業に——まあ希望するところから選定されるという文章ですから、他は希望しないからやっていなかったと思うんです。ただ、評価と方向性のところでこの担当者が書いているように、「文化事業というのを全体に広げる必要がある」って評価はしているんですけども、各学校に広めようとする努力をしてもこれしかないのか。

それから、去年までは観賞ということもやっていた事案、そういう観賞であればその学校じゃなくて全町、全体で見る機会を作るとかなんか工夫をして、こういう事業っていうのはやるもんじゃないかと思うんですけど。その2点をまず最初に。

このカウンセラーの問題と決まった学校だけがこのように参加するっていうものに対する、教育委員会としての指導の仕方そのものをどういうふうと考えて評価しているのか、まずお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） まずは、スクールカウンセラーの方についてお答え申し上げます。

スクールカウンセラーについては、平成28年度はここにございますとおり6校でございました。私どもとしては、各学校に「スクールカウンセラーの申し込みをしてください」というふうなことで、お願いをしてございます。

県の方へ予め申し込みをして、定期的にカウンセリングという形で行っているところでございます。今、子どもたちの様子等についてもいろいろな対応が求められていますので、子どもたちのカウンセリングは非常に大事なものと思っております。

28年度については6校でございましたけれども、29年度についても、30年度についても「申し込みはしてください」ということで各学校にはお願いをしているところでございます。

なお、緊急な場合についてはすぐ対応していただくというような体制がとれております。これは学校から町教育委員会に連絡が来まして、町教育委員会から県へお願いをしましてカウンセラーを派遣していただくということでございます。

そして、続いて20ページの上の段でございますが「学校の芸術文化活動事業」でございます。こちらの方については、確かにこの2校、福地小学校と杉沢小学校がこの茶道教室とえんぶりということで、複数年にわたって現在、実施をしているところでございます。

これについても、県の方から募集が来ます。それを私どもの方で各学校にお知らせし、希望をとって、実施をしているところでございます。現状ではこの2校が申し込みをして、採択となって事業が実施されているという状況でございます。

先ほど中館議員の方からもお話がございました、1校だけではなくて、複数の学校でこういう事業を行った方が効果があるのではとお話ございましたが。別事業でございますけれども学校独自で、例えば音楽鑑賞でありますとか、演劇の観賞でありますとか。例えば、名川地区の学校が集まって、それを観賞をするというふうなものは実施してございます。

そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 最初のこのスクールカウンセラー制度、今までは配置校どっか決めてそこから必要に応じて各町内の学校に派遣するっていう事業の報告がずっと続いていたんですよ。

今回が配置校っていうのがなくなって派遣校だけと。これはもう県から直接、配置校というのは町内に置かないで、県から必要に応じて派遣してもらおうっていうふうに変えたってことですか。この辺ちょっと——っていうのは、評価の方には配置校が増えたって書いてあったんですけども、この辺の整合性がちょっと私、文書の中で派遣校っていうのは、例えば配置校は前は名川中学校に1人置いて、必要に応じ町内の学校についてというようなやり方をしているふうに私、理解していたもんですから。配置校がふえたのこの派遣校の意味ですね。この辺のところをちょっともう一度、願います。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 説明が足りなくて大変、申し訳ございません。

この配置校についてでございますけども、現在は派遣校となっております。

派遣校については、まず、学校が県に申し込みをして、カウンセラーが派遣されるということで行っているところでございます。よろしいでしょうか。

緊急性がある場合については、その都度、すぐに対応するという体制をとってございます。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 詳細は色々……ただこれ、委員会の報告としてきちっと出てきているものですからね、これが、内容が変わってればやっぱ変わったなりの説明をしてもらわないと。アドバイザーの方から何もその辺に問題がない、担当者も十分に目標を達成されているという評価ですから、これ以上のことはないと思います。ただ、私たちがこの報告書だけ見てどうしても判断しなきゃいけないものですから、その辺の中身まで変わっているのであるのと。それから私、一番心配したのは、これだけ急にふえたということは、色々学校にそういう問題行動があつてふえたのかなってそれが一番、心配だったものですからまず、この辺は追々。この事業は続けていることは私もいいと思いますから。それはそれで終わります。

それから、次ですねこの社教課の方で担当している41ページですね。41ページのこの事業がこれもまたずっと同じ学校を対象したスクールです。名久井小学校からの要望があつてずっとこれは続けている事業ですよ。

ですから、それで隣の42ページこの名久井小学校では別な方でもまた移動教室にもそれを利用しているっていう形で。

だから、やっていることは悪いとは言いませんけれども、こういう形で1校、例えば1団体の希望に対してずーっと何年も同じ事業を続けるということをやね。これも評価とすればこれからも続けるっていう評価になっていきますけれども。その辺の取り組み方っていうのは、もう少し検討してみる必要があるんじゃないかなと思って、その辺のことをまた考え方をお聞きします。

それから、48ページに町民駅伝の内容が書いてますけれども。私もこれにはずっと行って見えますけれど。参加チーム38チームは私も見てわかっています。ただ、事業費の中で3チーム招待で除くってなっていました。ただ招待されたのは山田から来ているチームについては参加費を取らないで招待だつていうことはわかるんですが、あと1チームどこから参加チームこれは取らないことになるんですか。

38チーム参加して、35チームからは参加費を取って、3チームからは除くって書いてあります。ですから参加チームのどのチームから。この時は確か職員も無理やりチーム作らされたのか、職員が出てたもんで、もしかすればそれかなって私、見たんですけれども。38チーム参加して、35チームしか参加費取らないってのはどっかのチームが払っていないってことになるんですよ。これはなんでこういう現象になったかまず、その2点お聞きします。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） ご質問の41ページ、42ページの件なんですけれども、41ページの「ニューススポーツinスクール」については、基本的にはB Gのアリーナを活用して使っておりましたので、どうしても学校が、名久井小学校が近い等ありまして、どうしても名久井小にずーっと名川当時から活用させていただいておりますし、それを広げたいがために右側の方のニューススポーツ移動教室を実施したこととなっております。

それで、もう一つの件なんですけれども、駅伝、48ページの件なんですけれども、参加チームが38チームで、3チームを除くです。35チームで1チーム千円です。3万5,000円かと思っております。

山田チーム2つありますのでその点はちょっと確認、今ちょっとできませんので大変、申し訳ございません。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君の質疑は3回を超えています。先ほども夏堀文孝君も3回超えましたけれども、但し書きの規定により特別に許可します。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 私は41ページに関しては、そのために42ページのこういう移動教室を進めているのであれば、移動教室の方を重点的に色々なことで活用する。というのは、41ページの方の文章が何年前から他行にも広めていく募集をするっていう文章をずっと来ているんですよ。同じ文章が。それでもここは広がっていないと。そのために今の課長の答弁だと、「移動教室でそれをまかなうようにしています」というんで、それだったら移動教室にもっと力を入れてやるとかっていうような、その担当者がその辺のところを私は考えてもいいんじゃないかなと思いますから、そう言っているのであります。

それから、この参加チームの方に私は毎年行って見えていますからどこのチームが来ているって

見てたから、算数が合わなかったんですよ私の。だからどっかをやっぱり参加料を取らないで参加させているチームがあるってことなんですよ。実際に3万5,000円しか集金していないということであれば。だからそこを確認の意味で一応、質問しました。

議長すみません。3回ってというのは、別な問題でも3回以上だめだってことですか。同じの。

○議長（馬場又彦君） この議題について3回です。

○9番（中舘文雄君） それは色々なことを一気に質問するってこと。各項目全部。いっぱいありますよ。

○議長（馬場又彦君） 一つの議案について3回って会議規則55条の規定により。議長がまず許可するって言えばいいのです。（「ただ問題点がありますからもう一度いいですか。質問して。」の声あり。）中舘文雄君どうぞ。

○9番（中舘文雄君） それから、今のものはそう意味で質問していますから、ここは数字を確認してちゃんとこういう報告書を作る以上はつじつま合わない報告書はやっぱりだめですよ。私はそのことを言いたくて、言いました。

それから次に、学校給食センターに関わるところで、53ページになりますね。それで「No.53」の方に関わる問題です。

ここで、例えば食育事業による栄養指導とかってやっていますが、私はこれ大事だと思うんですけど、全町、全学校に対してそのそういう指導は進めているものだと思って、今年、前よりも少なくなっていますね。そういう派遣して指導している。教育やっている学校が。去年は8校に行って指導していました。

だからこの辺がその給食、食育事業、今、県の方でも先生まで選任してやるっていうような今、状態になってきていますので、その辺の……それから健康面談「実施なし」なんてのはないっていうのは、健診の結果、子どもたちのそういう異常な健診っていうのは結果が出ていますから、この辺はもっともっと積極的にやる必要があるだろうと思って、この辺ちょっと、一番気にしていました。

この辺に対する対応をどういうふうに考えているかっていうのと。それから、もう一つ、この議案の中でこの「特色ある学校経営」っていうのに対しては評価が出ていませんからあれですけ

れども。これを見れば学校によって生徒一人に単価を決めるっていうのはおかしいでしょうけども、一番高く、一人当たり計算すると学校は5,300円くらいその生徒に対する費用が負担されていたと。一番、少ないところだと1,600円位しかなくてないんですよ。だから、大規模校はやっぱ、生徒に対する恩恵からすれば少ない。っていうのは基本額が決まって生徒数のあれですあ、そういう計算しかやっていないもんですからね。その辺が、各学校から何もそういう問題提起「もっと他と同じくらいの単価でくださいませんか」っていう希望出ているかどうか。ただ、我々委員会でもこの辺はもう少し見直して、生徒全体に平均まではいかなくても、そういう。っていうのは私ちょっと気になって計算してみたら、高いところは5,300円から5,400円ぐらいの費用をかけてそういう教育をできるような配分なんですよ。安いところは千何百円。だからやっぱり、学校によっては、ですから備品買ったりとか、「講師を頼んで謝礼を払える金がここから出てくる」っていう学校もこの報告書を見ればありますから、その辺はもう少し検討する必要があるのではないかなと思ってこの報告を見たものですから、その辺に対する考え方。いやもう基本給付とあともう生徒の頭数でやっていくのかは、ちょっとこれは検討する必要があると思いますから、それについて考えがあればお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） まず、給食センターのことについてお答えをいたします。

平成28年度の栄養指導の方なんですけど、少なくなっているのではないかとということでございますが、この28年度の時に実は栄養士の方が代わってございまして、その時にまず最初に、確実に給食のを配食できるように、業務を行いたいということで、栄養士の方から申し出がございました。そのため年度途中から募集をして、実施をした関係で数字的には若干、下がっているというところでございます。

これについては、29年度、今年度は強力に学校の方にこういうメニューで食育の指導ができますということをアピール、案内を差し上げてございます。

それと、学校の子どもたちの健康状態、これは健康白書がありますので、それを栄養教諭の方で研究をいたしまして、献立に活かして、子どもたちの健康を担っているというところでございます。

そして、補助金をお配りしているところの算定基準でございますけれども、これについては、これから見直しをかけなければいけないところではございますが、学校側からは、これに対して

「ふやしてほしい」とか、そういうふうな形のところの声はまだ届いていない状況でございます。これについては、校長会等でもちょっと、話題にいたしまして、検討を重ねてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） これで質疑を打ち切ります。これで報告第18号を終わります。

.....

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第3、議案第91号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第91号、南部町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の2ページをお開き願いたいと思います。

平成30年1月に支給する町長及び副町長の給料を減額するため、条例の改正を行うものでございます。

このたびの、南部町農林漁業体験実習館チェリウス臨時職員による入浴料着服問題によりまして、臨時職員の懲戒処分を行ったことに伴いまして、町長、副町長の申し出により、町長、副町長において給料の減額を行うため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、平成30年1月に支給する給料を町長につきましては、月額100分の10を乗じて得た額を減額した額。副町長につきましては、100分の5を乗じて得た額を減じた額を支給するという改正でございます。

施行日は公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第91号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第4、議案第92号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（金野貢君） それでは議案第92号、南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

説明資料の3ページをお開き願います。

この度、「農業災害補償法の一部を改正する法律」が公布されまして、平成30年4月1日から施行されることとなりました。

法律の一部改正によりまして、法律名が「農業災害補償法」から「農業保険法」に改められることに伴いまして、「南部町特別災害による被害者に対する町税減免の特別措置に関する条例」の中で引用しております当該法律名を改める必要が生じたために、改正を行うものであります。

条例の施行期日は、一部改正法の施行日と同じ、平成30年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第92号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第5、議案第93号、南部町土地改良事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。農林課長。

○農林課長(東野成人君) それでは、議案第93号、南部町土地改良事業施行条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の4ページをお開き願います。

趣旨でございますが、土地改良法一部改正に伴いまして、同法を引用している南部町土地改良事業施行条例の引用条項を改めるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、1点目は、条例第3条であります。法第96条の2に第5項として「土地改良事業者への意見徴収義務」、第6項として「土地改良事業計画の知事への報告義務」が追加され、同条が引用している「法の準用規程・土地改良事業者の読み替え規定」が第7項に、準用される「事業計画で定める事項」の規定が法第7条第3項とされていることに伴い、引用し

ている同条を「法第96条の2第5項において準用する方第7条第1項」から「法第96条の2第7項において準用する法第7条第3項」に改正するものでございます。

2点目は、条例第9条であります。法第113条の2として「共有地の代表者が共有者の意向をとりまとめて事業同意等ができる」規定が追加され、同条が引用している法第113条の2第2項の「土地改良事業の完了に伴う事業完了公告」規定が法第113条の3第3項に改正されたことに伴い、同条を「法第113条の2第2項」から「法第113条の2第3項」に改正するものでございます。

施行日は、公布の日からとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第93号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第93号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩します。

（午前11時03分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第6、議案第94号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは議案の33ページをお願いいたします。議案第94号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億634万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億1,723万6,000円とするものとなっております。

44ページをお願いいたします。歳出からご説明をいたします。2款、総務費、1項、11目、情報化推進費でございますが388万8,000円を追加するもので、森越地区の県道改良工事に伴う光ケーブルの移設工事となっており、全額県からの補償費で賄うものとしております。

次に22目、庁舎建設費は、154万5,000円を追加しております。建設予定地にあります名川駐在所の移転補償費算定業務となっております。

続きまして3款、民生費、1項、5目、老人福祉施設費は、1,388万7,000円を追加するもので、介護老人保健施設特別会計繰出金によるものでございます。

次のページをお願いします。同じく6目、障害者福祉費は470万2,000円の追加となっております。利用者の増によるものでございます。

次に2項、2目、保育所費は4,937万9,000円を追加するもので、入所人員が20人増えたことによるものであります。

次のページをお願いします。4款、衛生費、1項、2目、保健衛生施設費は458万9,000円の追加となっております。ぼたんの里ボイラー修繕によるものです。

次のページをお願いします。中段になります。8款、土木費、1項、1目、土木総務費は413万3,000円を追加とするもので、道路パトロール車両が故障により多額の修繕料が見込まれるため新規購入するものであります。

また次のページをお願いします。同じく8款、6項、1目、宅地造成費の500万円の追加につきましては、剣吉地区宅地分譲予定地の地質調査業務によるものとなっております。

続きまして9款、消防費、1項、3目、防災費は262万6,000円を追加するもので、13節、委託料は「J-A L E R T自動起動機器」について、国の方から平成30年度までの更新が義務付けられたことから実施するものであります。

次のページをお願いします。11款、災害復旧費、1項、1目、農林水産業施設災害復旧費は465万円の追加をしております。10月23日の台風21号による農業施設の災害復旧経費でございます。

つづいて歳入をご説明いたします。40ページへお戻り願います。9款、地方交付税、1項、1目、地方交付税は5,093万9,000円を追加するもので、本補正予算の一般財源として予算計上しております。

続きまして、11款、分担金及び負担金、2項、1目、民生費負担金の270万3,000円、13款、国庫支出金、1項、1目、民生費国庫負担金、2節、児童福祉費負担金の2,281万1,000円、14款、県支出金、1項、1目、民生費県負担金、3節、児童福祉費負担金の1,140万5,000円は全て保育所入所児童の増によるものでございます。

次のページをお願いします。17款、繰入金、2項、3目、地域振興基金繰入金は1,050万円を追加するもので、前年度のふるさと納税が確定しまして、地域振興基金に積み立てしておいた分につきまして、今年度の各種事業に充当することとしております。

続きまして19款、諸収入、5項、3目、雑入につきましては435万3,000円を追加するもので、主に県道改修工事に伴う光ケーブル移設補償費となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

3番、夏堀嘉一郎君。

（3番 夏堀嘉一郎君 登壇）

○3番（夏堀嘉一郎君） 平成29年度一般会計補正予算に対する討論を行います。私は平成29年度一般会計予算に対しまして反対の討論をいたしましたけれども、現在もその考えは変わらず、

新庁舎建設の必要性を理解することができません。

また、その予算分は医療センター周辺などの洪水対策に充当させていくべきだと今でも確信しております。

よって、一般会計補正予算に計上されております2款、総務費、1項、総務管理費、22目、庁舎建設費にだけは賛成できません。

以上、反対討論といたします。

○議長（馬場又彦君） 次に原案に賛成者の発言を許します。久保利樹君。

（2番 久保利樹君 登壇）

○2番（久保利樹君） 庁舎建設費に関しまして、再三、私も申し上げておりますが、やはり未来に何を残せるのか。また、工藤町長の大きな決断、そこに私も賛同するものとして、2款、1項、22目の庁舎建設費は当然、賛成するべきものとして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに、討論はありませんか。松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） 今回の庁舎の補正予算の関係ですけれども、私の方も町長の方針に賛成であります。

町民の方に私も一人ずつないし、福地、名川、南部と説明していくと、やはり詳細に説明すると皆さんもその意見、未来に対して庁舎を一つにするということで、理解を求める声が多かったので、その現場の声を私は形にしていこうべきだと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに、討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第94号を採決します。

採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数です。

議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第7、議案第95号、平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（久保田敏彦君） それでは、議案書の57ページをお開きいただきたいと思います。

議案第95号、平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,949万7,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明いたします。66、67ページをお開きください。

1款、1項、1目、管理運営費でございますが、チェリウス職員の給与増に伴う、退職手当組合負担金の不足額33万4,000円を増額し、総額を8,939万7,000円とするものでございます。

次に、歳入を説明いたします。64、65ページにお戻りください。

3款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが33万4,000円を増額し、総額を3,935万5,000円とするものです。

これは、歳出でご説明いたしました、退職手当組合負担金の増に伴い、一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第95号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 続いて、日程第8、議案第96号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(福田勉君) それでは、議案書の69ページをお開きください。

議案第96号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,082万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,846万5,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。80、81ページをお開きください。

上段、2款、1項、2目、退職被保険者等療養給付費でございますが823万4,000円を増額し、総額を4,858万8,000円とするものです。また、中段、2款、2項、2目、退職被保険者等高額療養費につきましても215万5,000円を増額し、総額を1,103万2,000円とするものです。

これは、退職被保険者等に係る医療費でございますが、心臓の手術など、高額な医療費が当初の見込み以上に増えたことによりまして、増額とするものでございます。

次のページ、82、83ページをお開きください。

下段、11款、1項、3目、償還金でございますが43万8,000円を増額し、総額を1,990万2,000円とするものです。

これは、前年度の事業費の確定に伴いまして、国庫支出金及び県支出金の返還金を計上するものでございます。

続きまして、「歳入」をご説明申し上げます。76、77ページにお戻りください。

上段、1款、1項、国民健康保険税でございますが、1目、一般被保険者国民健康保険税、2目、退職被保険者等国民健康保険税、いずれも現年課税分でございますが、合わせまして298万7,000円を減額し、総額を4億7,983万1,000円とするものです。

これは、前年の所得の確定等によりまして、1目の一般被保険者分につきましては79万8,000円を減額、2目の退職被保険者等分につきましては218万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。

中段、4款、1項、1目、療養給付費交付金でございますが1,334万1,000円を増額し、総額を6,762万3,000円とするものです。

これは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございますが、歳出でもご説明いたしましたが、医療費の増によりまして、この交付金につきましても増額となるものでございます。

下段、9款、2項、1目、財政調整基金繰入金でございますが47万3,000円を増額し、総額を4,045万8,000円とするものです。

これは、財源の不足額が見込まれることから、財政調整基金からの繰入れを増額とするものでございます。

以上で、議案第96号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第96号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第9、議案第97号、平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の85ページをお開きください。

議案第97号、平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億273万9,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。94、95ページをお開きください。

上段、1款、3項、2目、認定調査等費でございますが29万3,000円を増額し、総額を813万2,000円とするものです。

これは、住民からの要介護等の認定申請の際、認定調査業務を遅滞なく対応するため、臨時職員の賃金を新たに計上するものでございます。

中段、2款、1項、1目、介護サービス等諸費でございますが、財源の内訳更正でございます。

下段、6款、1項、1目、第1号被保険者保険料還付金でございますが、20万円を増額し、総額を50万円とするものです。

これは、過年度の所得更正等によりまして介護保険料が減額となる場合、介護保険料を還付することとなりますが、この還付額につきまして、当初の見込みより多くなることが見込まれるた

め、増額をするものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。92、93ページにお戻りください。

上段、1款、1項、1目、第1号被保険者保険料でございますが393万2,000円を減額し、総額を5億575万3,000円とするものです。

これは、前年の所得の確定や特別徴収及び普通徴収の対象者の確定等によりまして、1節の現年度分特別徴収保険料につきましては508万9,000円を減額、2節の現年度分普通徴収保険料につきましては115万7,000円を増額し、合わせまして393万2,000円を減額するものでございます。

中段、7款、1項、2目、その他一般会計繰入金でございますが、歳出の臨時職員に係る賃金分を一般会計から繰り入れるものでございます。

下段、7款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金でございますが413万2,000円を増額し、総額を958万3,000円とするものです。

これは、財源不足が生じることが見込まれるため、介護給付費準備基金から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第97号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第97号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第97号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第10、議案第98号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の97ページをお開きください。

議案第98号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,188万3,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。106、107ページをお開きください。

1款、1項、1目、居宅介護支援事業費でございますが、5万4,000円を増額し、総額を883万5,000円とするものです。

これは、町直営の南部町居宅介護支援事業所、ケアプランを作成する事業所ですが、ここでは、県の国保連に対しまして毎月介護報酬の請求を行っており、この請求につきましては、現在ISDN回線による伝送請求を行っているところです。このISDN回線による伝送請求が平成30年3月末で廃止となることから、インターネット回線による伝送請求に変更するものでございます。

このための経費として、12節、役務費に初期設定の手数料として5万2,000円、14節、使用料及び賃借料に伝送サービスソフトの使用料として2,000円、合わせまして5万4,000円を計上するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。104、105ページにお戻りください。

2款、1項、1目、一般会計繰入金でございますが、歳出全額の財源として5万4,000円を一般会計から繰入れるものでございます。

以上で、議案第98号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第98号は原案のとおり可決されました。

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第11、議案第99号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田勉君） それでは、議案書の109ページをお開きください。

議案第99号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ819万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億38万2,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。118、119ページをお開きください。

2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、819万8,000円を増額し、総額を1億8,805万7,000円とするものです。

これは、説明欄にありますとおり後期高齢者医療保険料分でございますが、徴収する後期高齢者医療保険料は、全額をそのまま「青森県後期高齢者医療広域連合会」に納付することとなっております。この保険料の増額が見込まれることから、広域連合納付金についてもその増額分を計上するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。116、117ページにお戻りください。

1 款、1 項、後期高齢者医療保険料でございますが、1 目、特別徴収保険料、2 目、普通徴収保険料、いずれも現年度分でございますが、合わせまして819万8,000円を増額し、総額を1億1,333万5,000円とするものです。

これは、前年の所得の確定や特別徴収及び普通徴収の対象者の確定等によりまして、1 目につきましては248万3,000円の減額、2 目につきましては1,068万1,000円の増額とするものでございます。

以上で、議案第99号の説明を終わらせていただきます

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第99号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第99号は原案のとおり可決されました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第12、議案第100号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（藤嶋健悦君） それでは議案書の121ページをお願いします。

議案第100号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ646万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,901万5,000円とするものでございます。

まず歳出からご説明いたします。130、131ページをお開きください。

3、歳出。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費でございますが426万5,000円を減額し、2億6,958万5,000円とするものです。

職員の人事異動による人件費の調整による減額、賃金は介護従事臨時職員に係る減額、委託料、工事請負費等は業務、事業費確定した部分に伴う減額です。11節、需用費の増額は、施設の燃料費、電気料などの光熱水費になります。それまで委託料で支払っていたものを直営で管理・運営するにあたり、平成29年度当初予算編成時まだ1年を経過しておらず年間所要額を見込めなかったためです。

続きまして、2目、療養費でございますが219万9,000円を減額し4,274万4,000円とするものでございます。11節、需用費は医療費、薬品費など医薬材料費の減。14節、使用料及び賃借料は寝具のリースなどの減、いずれも利用者の減によるものでございます。13節、委託料の増額は給食業務に係るもので、平成28年度に委託先などを変更しましたが、平成29年度当初予算編成時まだ1年を経過しておらず年間所要額を見込めなかったため増額するものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。128、129ページをお開きください。

2、歳入。1款、サービス収入、1項、1目、介護施設サービス費は1,800万円を減額。施設利用者数の減に伴うものです。

2款、分担金及び負担金、1項、1目、負担金は240万円を減額、施設利用者の減によるものです。

4款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金は1,388万7,000円を増額、財源不足を補うためでございます。

5款、繰越金、1項、1目、繰越金は4万9,000円を増額。前年度繰越金の計上でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） ただ今、説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第100号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第13、発議第1号、道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書案を議題とします。

お諮りします。本件については、説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認め、直ちに採決することにします。

発議第1号を採決します。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 続いて、日程第14、常任委員会報告を議題とします。

本件は、お手元に配布してあります報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件は、お手元に配布してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。

本日、町長から議案第101号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任についてが提出されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第101号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午前11時51分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前11時52分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案1件につきましてご説明を申し上げます。

議案第101号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区管理会委員の選任についてであります。管理会委員7名の任期が、平成29年12月24日で満了することに伴い、後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものであります。

委員として選任する方は、まず再任の方であります。住所、南部町大字下名久井字・・・・・、氏名、田中省平氏、昭和・年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字・・・・・、氏名、工藤忠治氏、昭和・年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字・・・・・、氏名、山路一郎氏、昭和・年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字・・・・・、氏名、松村純一氏、昭和・年・月・日生まれの4名であり、新任の方は、住所、南部町大字下名久井字・・・・・、氏名、工藤義人氏、昭和・年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字・・・・・、氏名、高森隆源氏、昭和・年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字下名久井字・・・・・、氏名、根市良典氏、昭和・年・月・日生まれの3名でございます。

なお、任期につきましては、平成 29 年 12 月 25 日から平成 33 年 12 月 24 日までとなります。

就任をお願いする方々は、優れた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め選任いたしたく、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何卒、慎重審議のうえ、ご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 追加日程第 2、議案第101号、南部町大字下名久井字田端外17字財産区
管理会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。本案については、会議規則第39条第 3 項の規定により、説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第101号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第101号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

.....

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本定例会に付議されました事件は、全部終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第77回南部町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は12月1日から、本日までの日程で開会され、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございました。

追加提案いたしました人事案件も含め、全ての案件につきまして慎重審議をいただき、ご議決、ご同意を賜りましたことに対し、心から御礼を申し上げます。

さて、私も、間もなく4年間の任期を迎えることとなります。ここで在任中を振り返り、私のまちづくりの総括を申し述べさせていただきたいと存じます。

平成26年1月に行われた、前回の町長選挙に際しまして、私は「常に町民のために、みんなが主役、工藤祐直の町づくり」を選挙公約に掲げ、議員各位、並びに、町民の皆様からの温かい励ましと多くのご支援をいただき、3期目の南部町政の舵取りを担わせていただくこととなりました。

その選挙公約では、「保健・医療・福祉・介護の充実」「農業・商業・工業・観光の振興」「教育・子育ての充実」「生活環境の整備」「行財政改革の推進」という、5つの大きな柱を掲げておりました。

この4年間、「保健・医療・福祉・介護の充実」では、医療・健康センターを平成26年6月に開業し、地域包括ケアシステムを構築、推進してまいりましたほか、平成27年10月22日の鍋の日に合わせて、笑顔あふれる健康のまちを宣言し、地域一丸となって総合的な健康づくりを推進して

まいりました。

「農業・商業・工業・観光の振興」では、ほ場整備事業や中山間地域総合整備事業、スピードスプレーヤー整備補助事業等、農業経営基盤の安定化を図るとともに、新規就農者支援事業による農業後継者対策や南部太ネギ、南部達者米等の南部町産農産物のブランド化も進めてまいりました。

また、新築・リフォーム補助事業の継続や、鍋条例のPRイベント「あおもり鍋自慢」の開催、達者村事業の柱である「さくらんぼ狩り」等の体験型観光の充実のほか、国際グリーン・ツーリズムの推進にも取り組んでまいりました。

「教育・子育ての充実」では、給食費の無償化や、中学生の医療費無料化に取り組み、子育て世代の支援に努めてまいりました。

また、国史跡「聖寿寺館跡」の調査を推進するとともに、「南部藩発祥の地、南部町」をより一層PRするため、出土遺物等を展示した案内所を整備いたしました。

「生活環境の整備」では、「みんなが安心・安全に暮らせる河川整備の早期実現に向けて」を最優先に掲げ、馬淵川の治水対策事業等の整備促進を「馬淵川とともに生きる期成同盟会」の会長として先頭に立ち、国や県に強く働きかけてまいりました。

また、消防団拠点施設の整備や町内各地区の集会施設の整備のほか、ソフト面では、地域担当職員制度を導入し、住民と行政の協働によるまちづくりを実践し、元気な地域づくりの実現に取り組んでまいりました。

「行財政改革の推進」について申し上げますと、財政面では、単に予算を削減するのではなく、必要な事業には計画的にしっかりと予算を配分し、補助事業や過疎対策事業債等の有利な財源を活用してまいりました。

この結果、臨時財政対策債を除く町債残高は、平成18年度から28年度の決算ベースで82億4,000万円削減し、基金残高は81億1,000万円増やし、更に、実質公債費比率等の各種財政指標も早期健全化基準を大幅に下回るなど、健全財政の確保に力を入れてまいりました。

また、事務事業の再編・統合による課の統廃合や公共施設等総合管理計画の策定、職員人件費の適正化等、行財政改革を進め、職員数も合併当初の平成18年4月1日と28年4月1日を比較しますと、一般会計等の普通会計ベースで81人を削減してまいりました。

このように、私が公約に掲げた事業を、順調に実施出来たことは、議員各位、並びに町民の皆様のご理解と絶大なるご支援、ご協力の賜であると、改めて感謝申し上げる次第であります。

そして、私は、すでに、年明けの町長選挙に、立候補することを表明させていただきましたが、

改めて、初心忘れるべからずの精神のもと、町民とのキャッチボール対話を大切に、南部町の更なる発展に力を尽くしてまいりたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、前回選挙の公約に掲げた事業や行財政改革では、一定の成果をあげてはおりますが、まだまだ重要課題も残されております。

統合庁舎の建設や人口減少の克服に向けた若者の定住促進、また、洪水被害におびえることなく、心から安心して暮らせるよう馬淵川整備の早期完成など、これらの課題一つひとつの解決に向けて、誠心誠意、取り組んでまいる所存であります。

常に町民のために、町民の皆様と共に、新時代の南部町を創造してまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、本定例会のお礼のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（馬場又彦君） 閉会にあたりまして一言申し上げます。

去る、12月1日から本日までの6日間、議員各位におかれましては、ご熱心に審議を賜り、条例の制定や平成29年度各補正予算などの多岐にわたる議案の成立がなされましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

また、議事の進行に各位のご協力を得ましたことを重ねてお礼申し上げます。

なお、理事者各位におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見を十分尊重し、執行に当たっては周到なる注意を払われ、今後の施策に反映されますことを、強く要望する次第であります。

皆様におかれましては、今後ますますご健勝で南部町発展のために、格段のご尽力を賜りますよう心からお願い申し上げます、甚だ簡単でありますがお礼のあいさつに代えさせていただきます。

皆さん、良いお年をお迎えください。

これをもちまして、第77回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後0時05分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 沼 畑 俊 一

署 名 議 員 根 市 勲